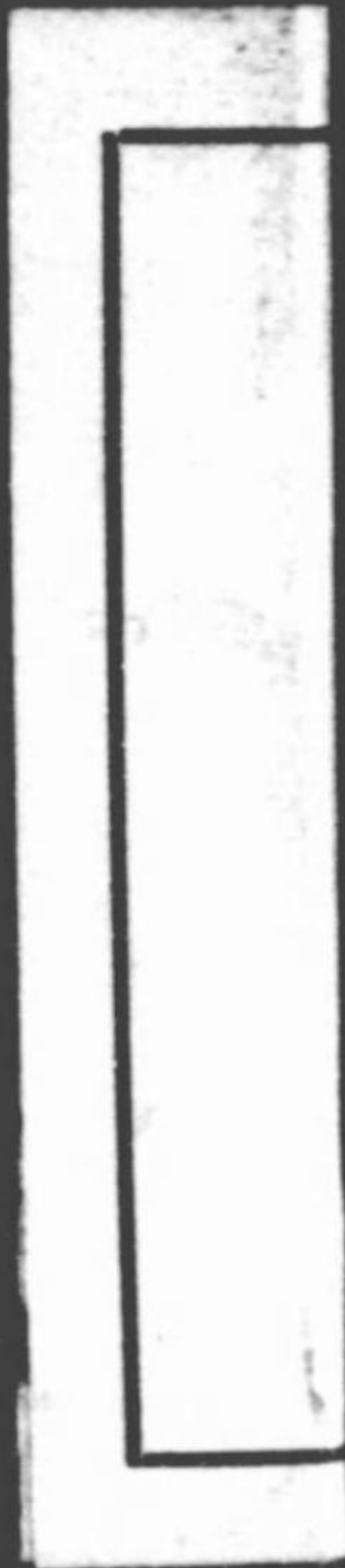


302.24
TA 25

スマトラ概観

(スマトラの工業、及交易金融)

台湾銀行東京調査部編
其五





昭和十八年十月

スマトラ概観
——スマトラの工業、及交易金融——
〔其五〕

臺灣銀行東京調査部

302.24
A25



マ
ト
ラ
概
観
—
スマトラの工業、及交易金融

〔其五〕



第 七 項	第 八 項
郵貯銀行 郵便貯蓄銀行 法政銀行 海軍銀行 陸軍銀行 農林銀行 商工銀行 信託銀行 信用銀行	協同組合 河合銀行 其の他 バクシ 中野銀行 信託局 戦後事務
〇〇九八八 二一一八七	五三三二〇

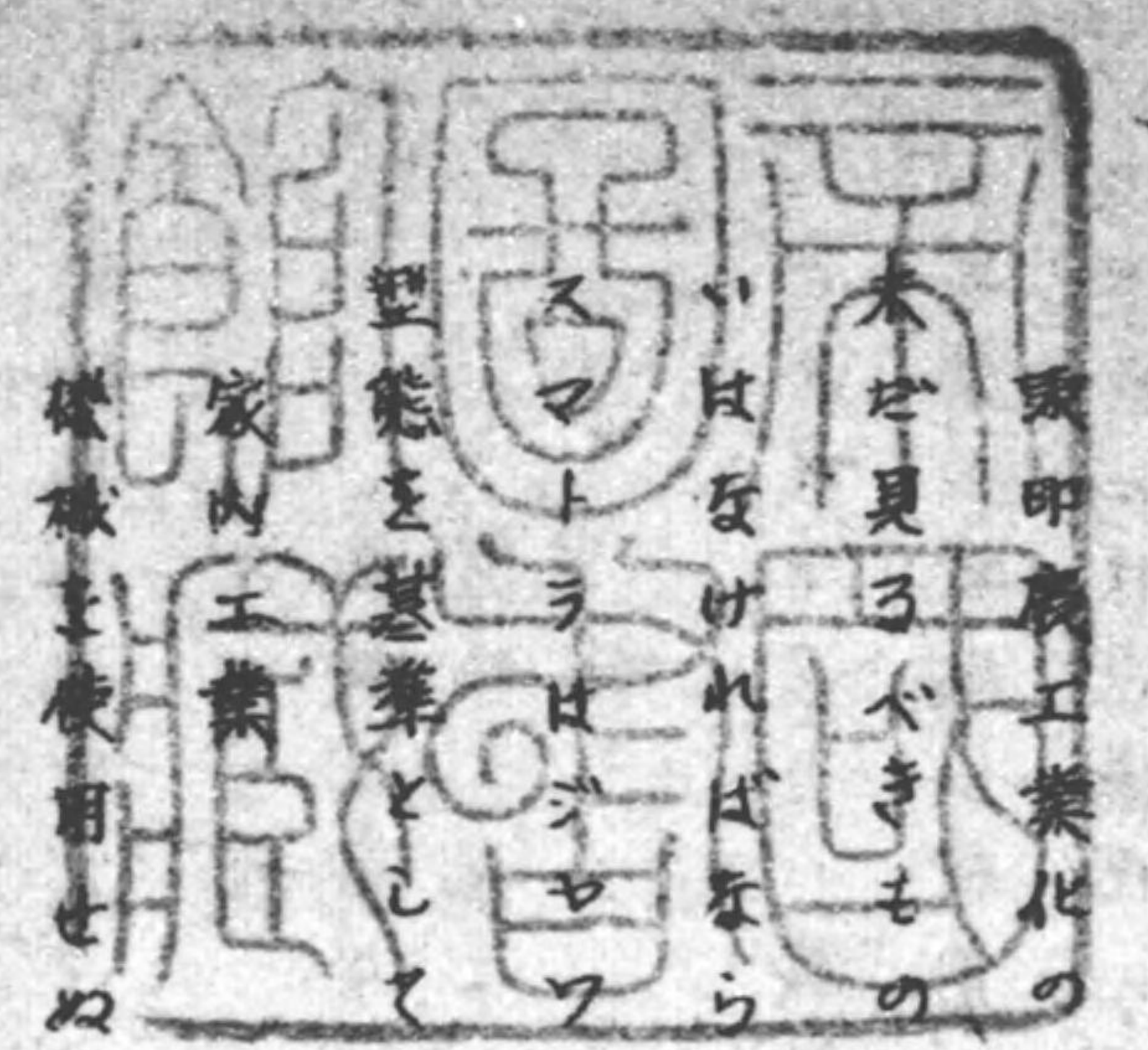
第 九 項	第 十 項
戦後事務	協同組合 河合銀行 其の他 バクシ 中野銀行 信託局 戦後事務
五三三二〇	五三三二〇

スマトラ概観(其五)

—スマトラの工業、交易及金融—

○スマトラの工業

第一節 概説



スマトラ工業化の問題が近年由政府に依つて取上げられ始めて僅々十数年と過ぎず
 本を見るべきものなく、工業は農業、鉱業等と比すれば極めて幼稚な段階に在ると
 いはなければならぬ。而も工業化の問題はジャワを中心と展開されたと観かあり、
 スマトラは更に立遅れてゐる。スマトラに於ける工業も規模及び
 生産性を基業として
 家内工業
 機械工業

機械工業
 一部機械化せる小工場
 機械化せる中工場
 高度機械化せる大工場

スマトラ概観(其五)

に分類し得るが、量質共に重要なものは家内工業又は機械を使用せぬ小工業で工業政策上常に問題に富むものもこのカテゴリーに属するものがある。而も機械工業に於ても小工場が多く、大工業の如きは未だ例外的存在である。試に労働者数に就てみれば、東印度全体に於て

家内工業	六七〇、〇〇〇人
機械を使用せぬ小工業	八四〇、〇〇〇
機械工業	一、二〇〇、〇〇〇
計	一、六三〇、〇〇〇

とされてより、機械工業従業者は全体の二割未満であり工業従業者の九三%は家内工業と機械を使用せぬ小工業が占めてゐる。民度の依り地方に於て重要な工業品の生産には工場化に適しないものもあるが、経営の近代化と非近代化とは、技術的理由よりも資本調達に分れてゐることが多く、例へば同じゴムを精製するにしても大農園では大規模なものと原住民ゴムの方は工場と称し難い小屋掛で之を行つてゐるのである。併し東印度の場合特に注意すべきは資本の大小の區別が同時に、経営者の人種別と略一致してゐることである。即ち家内工業及小工業は原住民及びその婦女が之に従事し、中規模工業は大部分華僑が支配してをり、時に原住民中の資本

家階級によつて經營されてゐるといふ状態であり、大規模工業は歐人資本又は政府資本の掌握する所である。

工業政策の向題は次節に譲り、先づスマトラに於ける工業の現況を見れば、左表の如く一九四〇年末に於て工場法の適用を受ける工場乃至仕事場数は一九九〇である。地域的に東海岸州、パレンバン州、西海岸州が最も多く、夫々全体の四〇%（実数一八九）、一八%（実数三六一）、一%（実数二一五）を占めてゐる。スマトラに於ける工場法の適用を受ける工場数（一九四〇年末）

種別	ランホン	パレンバン	ジャムビ	東海岸	ベンクレーン	西海岸	タバヌリ	アチエ	リオウ	パントカ	スマトラ計
合計	一〇六	三三二	四〇	七八九	五九	二一五	一三八	一四五	五二	九六	一九九〇
機械工場	一	一	一	三	一	一	一	二	一	一	五
修理工場	六	一	一	一八	一	一	一	一	一	一	五〇
鉄道及軌道工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
映画館及宴会場	七	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一
印刷工場	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石炭セントラルス	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
農園工場	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
製糖工場	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
製茶所	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

万層に上り事実を指摘すれば充分であらう。(Gardner's Weekly 1941, p. 462 参照)
 本國による剩餘価値の強烈な収取は、領内の資本蓄積を阻害するのみならず、
 「あの自然に恵まれど土地であるにも拘らず、殆ど全部の土人が貧しい生活を
 してゐる」(英田恒一、前掲書一七三頁)といはれる事情となつて表はれ、之
 は國內市場を著しく狭隘ならしめる外、原住民の向上心を鈍らしめ、「土民の教
 育が全く欠陥し、たとへば労働力豊富、賃銀低廉とはいへ短期間のうちに工業
 労働として使用し得るに至らな」(東亞經濟調査局、前掲書二五二頁)とい
 ふ事態を生じせしめてゐる。

(四) 自然的原因 II 近代的大工業國は殆ど例外なく鉄と石炭の産地であるが、東印
 度には近代的大工業を起す基礎條件たるべき鉄と石炭の産出が不充分である。
 スマトラの事情は「鉄業」の章で述べた如くであるが、積極的移住に耐える鉄
 鉱資源は殆ど絶無と云つてよく、又石炭はスマトラに於て百四十万噸、全東印
 度に於て二百万噸を産出してゐるが、褐結炭の産出を見ないのである。併し之
 は絶対的障壁ではなく、非褐結炭と混もボイラー用炭としては充分であり、そ
 の他動力としては極めて豊富に存する水力、石油等も利用し得るのである。
 (五) 政策的原因 II 本國を工業國とし、植民地を原料供給國又は中商市場として止

まうしめるといふ經濟的祖と、植民地を工業化する結果、原住民の意識を覺醒
 し、本國の抑圧政策が脅かされることを避けんとする政治的祖を兼ね、植民
 地の工業化を遂げさせることは旧来の植民政策の定石ともいふべく、和蘭が此の
 例に於つて長く東印度非工業化政策をとつたことは周知の所である。而も和蘭
 の場合には本國人口は僅かに七百万に過ぎずその經濟力が比較的微弱であつたと
 いう事実が東印度を隔々まで開発する必要を感ぜしめず、その工業促進を阻害
 して来た一因ともなつてゐる。

右の如き諸事情に因り東印度の工業化は極めて立遅れた状態に在つたが、近年は
 旧植印政府も次第に東印度工業化の必要に迫られて来た。工業促進委員会が設
 置されたのは一九一五年の事であるが、工業化問題に關する各領官民の関心が高ま
 つて来たのは一九二九年に續く世界大恐慌以来の事で、世界資本主義高度化の法則
 が茲にも貫徹してゐる。

(六) 工業と農業の發達の不均衡、及び恐慌の周期の短縮化と深刻化は世界的資本
 蓄積に伴ふ特徴的現象として常識化されてゐる所である。東印度は右未農業國
 として開発され、又農業國として或程度繁榮して来たが、恐慌頻発してその度
 に相當の打撃を受け、殊に一九二九年に始まる世界大恐慌は東印度の農業に至

大の影響を興へ、多数の失業者を輩出した。農業一本に依存する経済機構が極めて脆弱多きものであることと認識せられ、工業化の問題が取上げられ始めたのは当然である。而も資本主義高度化に伴ふ競争の激化は世界各国の経済を以て自給自足的方向に転向せしめ、東印度農産物の輸出は愈々前途困難となり、東印度はも早暁なる原料供給国としては存立不可能となつて来た。工業化政策は右述基本線に沿ふものである。

(b) 右の他に東印度工業化の一動機として商品の販売市場としての東印度が和蘭本國にとつて最早多くの意義を有しなくなつたこと、即ち和蘭資本の欲求が東印度に対し商品を輸出するよりも資本を輸出する方向に傾きつゝあつたことと考へられるであらう。之には日本商品の進出が大きな作用を爲してゐる事が明で、東印度の輸入貿易に関する和蘭の地位は日本の場合と逆に著しく後退してゐるのが見られる。

日本	一九一三年	一・六%	一九二八年	九・三%	一九三四年	三一・九%
和蘭	〃	三三・三%	〃	一九・六%	〃	一三・〇%

右の如く東印度市場に於ける和蘭の地位は極めて困難になつたが、自國工業を育成すべき保護関税を設ける事は本國が微力である爲に國際關係上必ずしも意

の如くならず、他面工業高率關稅の設置が製品の価格を引上げる結果農業との競争格差を一段激化して原住民の生活を全く堪へ難いものとし、植民地生活を危機に導く事になるのである。

此のチレンマに対処する方途は資本輸出以外にはなく、例へば本邦綿業との競争に打勝つ唯一の道としてトウエンテの資本を以て東印度内に綿業の創設を試みたのは著名な事例である。

(c) 更にジャワの場合には人口過剰の問題が存する。此の事はスマトラと直接関係がないが、議論を避けるが、ジャワの人口政策として考へ得る方策、例へば一、耕地の拡張、二、収穫率の増大、三、外領移住、四、工業化等の内、一は自ら狭隘を限界に存し、二は工業その他一般的生产力の増大と相俟する問題であり、三は充分の効果を挙げ得ず、結局四の工業化に依り人口の相対的吸収率増大を図る以外に有効な措置は存しない。

かくて東印度の工業化は必然の勢であるが、併しその他にも政策上考慮すべき問題が存した。

(d) 先づ栽培農業に興へる影響がある。之は第一に貿易と結びつく問題で、工業品を自國に於て生産することになり生ずる輸入減少はやがて自然的或は報復

的にその農産物輸出を阻害する傾向を多分に持ち、之が栽培企業をより窮乏に
陥れしる如き不安なきやの虞あり、第二は「農業より工業へ労働者が流れ
る可能性に就て」にある（神戸商大「第二十二回海外旅行調査報告」昭和十二
年三月、二〇九頁）

（四）更に原住民手工業に與へる影響がある。植業、ハティックその他原住民の家
内工業、手工業等に対し近代的工業化政策が破壊的作用を為すことは自明であ
るが、之は原住民の生活問題であり、東印度の統治政策上絶対と輕視し得ない
虞である。

石炭の所より、東印度の工業化問題が多数の矛盾を孕み、決して公式的と進行し
得ない底のものであることは容易に想像し得るであらう。勿論一、先遣資本主義國
より發達した技術を輸入し得ること、二、東印度のエステート農業及び鉉業が相
当資本主義的に經營されてより之が工業化の基盤となり得ることへ例へば金融機関
の發達、三、既に土地その他の生産手段から游離した産業豫備軍が一部發生して
ゐること、等工業化政策に対して有利な條件も備はつてゐる。併し各種の問題は依
然問題として残るのであつて東印度の工業化政策が「近視眼的」といはれり「工
業の近代化とは反対に、小工業の發達を目標にしてゐる」といはれるのも茲に理由

が存するものである（浜田恒一、前掲書、一九〇頁及一八九頁）。今参考として旧蘭印
政府が行つた工業政策の骨子であつた輸入制限令と營業制限令に就て回顧してみれ
ば以下の如くで、進歩的工業化政策の要求、本國資本の要求、原住民に対する社会
政策的要求等が複雑に混入してゐるのが見受けられるであらう。

(1) 輸入制限令

旧蘭印政府は一九三一年以來「新規の工業」へ未だ東印度に存在しない工業
を指すの保護育成を計る目的を以てその必要とする原料並に補助材料の輸入
税減免を行ひ、また原油精製、金銀鉉精鍊、製紙、ハニヤ板製造、脱脂綿製造、
植物油製造、酒精製造、ヨチウム製造等政府工業に対しても、工場その他の補
助材料として必要な化學藥品、染料その他の物質、販売に供する生産品の製造
に必要な鉉等の輸入税を免除し得ること、して、一定の保護を與へることに
して、更に一九三三年六月二十七日のセメント輸入條令の發布を始めとして
同年七月末蘭印非常時輸入制限 總指令案を國民參議會に提出し、九月五日に
は可決實施されるに到つた。輸入割当制の形式をとる輸入制限は領内工業の保
護と和蘭資本の擁護とを目的としたものであり、その中心対象が我國にあつ
た爲め自身重大な問題を展供したことは吾人の記憶に新を所である。制限物

賣取セメント(一九三四年九月二七日)、ビール(同十二月十三日)、サロソ
ン(一九三四年二月十四日)、綿綿布(同三月一日)、陶磁器(七月二十五日)、
鉄錫(同十二月二十五日)、夫爾綿布(一九三五年一月一日)、硝子器、磁器
鉄器、自転車及び同部分品(同ニニ日)、燐礦塩其の他の肥料(三月一日)、
自転車、家庭用電球、懐中電灯、自動車用電球(三月十二日)等次第に拡張さ
れ、その後も幾々と各種商品數十種に亘り制限令を制定したのであり、尚又之
等制限令はその期限満了と共に更に第二、第三と更新されて今日に及んだ
(一九四〇年二月一日現在に於ける輸入制限特許品目の一覧表に就て、各考
行丁蘭領印度經濟事情、昭和十五年十月二七一—二八五頁参照)

(四) 事業制限令

事業制限令は一九三四年十月二十三日制定公布されたものである(同令の全
文に就ては東亞經濟調査局、南洋叢書第一巻「蘭領東印度篇」四九九—五〇一
頁参照)。本法に基き政府は新工場の新設、既存工場の新設、閉鎖工場の新設
等に關して許可を統制を加へることが出来るのであつて、新事業は許可、既存
事業は免許を受けることとを要し、指定を受けたる事業はその創設、拡張、変更及
び一時休止と工場の新設の場合には經濟部長官の許可を要し、經濟部長官は

之等の事業が國內の經濟的利益に背馳すると認められた時は許可を拒否し得ること
となつてゐる。更に許可又は免許の下附に際して政府は一定の條件、例へば原
領印度に存する原料又は物産の使用を條件とすることが出来る。本法に基いて
倉庫營業制限令(一九三五年三月二十日)、印刷營業制限令(同四月五日)、
紙巻煙草營業制限令(同八月三十日)、金屬鑄造業制限令(同九月十八日)、織物
業制限令(同十一月二十二日)、製氷業制限令(同十二月三日)、その他各種
工業に對して制限令が制定されたが、事業制限令は一に工場の新設を防止、幼
稚工業の相互競争に因る破壊を防止し、同時に大企業勃興の爲に道を清めり
ることとし、更に最も重要な事は政府の希望歓迎せざる外國資本が領内に進出
することを抑制せんことを目的としたものである。

以上の如きが蘭印政府の工業政策に關する主要な問題点であるが、最後に工業化
政策の擔手をあつた若干の機関に就て触れておかう(其田恒一、前掲書一七八—
一八七頁参照)。

(4) 經濟省より工業局なる特殊の分局が産業省(今日の經濟省)内に設置されたの
は一九一八年の事であるが、更に近年工業用材料並原料配給局及び大製造工業
處理対策調査局の二局を新設し、工業用原料並に材料、特に國防上並に經濟上

必要欠くべからざる製品の補給対策及び戦争並にその危険期間中に対処し重要買材の輸出禁止及び制限、配給統制、代用品の研究、工業情報収集、国内生産品の価格抑制、労働者登録等を行つた。

- (四) 相談所並に各地に存在し、技術上の情報を集めて民間にアドヴァイスし、又講習会を同様に積極的指導をなし、その他次項小工業資金救済会の助成をなす。
- (五) 小工業資金救済会並に一九三七年初に設立せられたもので、その目的は新工業を奨励し又必要に応じて既存工業に財政的援助を興へんとするものである。事業資金としては十萬圓を限り政府保証の下に市民銀行から資金を受けると共に、和蘭本國の榮保基金から出る補助金を下附されてゐる。
- (六) 中央技術研究所並に主として応用化学の領域に偏する発明的研究をなす。
- (七) 化学実験所並に各種農工商業品の品質並に製造法の研究をなす。
- (八) 材料研究所並に機械及び化学工業用材料の機械的、化学的及び物理的研究の外、建築材料の調査及び精密機械の精選を行ひ、且之等総てにつき、又之等に關聯する事項を文書及び口頭を以てアドヴァイスを授へるのが本研究所の使命である。
- (九) 中央購買局並に品質が適合してより値段も餘り高くない且受渡期が遅延しない

限り可及的に領内製品を購入する事を目標とし、政府用並に官營事業の爲各種の購買をなす。

第三節 各種工業

東印度工業の沿革は上述の如く極めて新しいが、次第に進歩をなし、殊に独英兩戰後更に飛達の度を速め、丁若しも此の戦争が五箇年以上を継続したならば、南印の工業は恐らく大部分の日用品を製造し得る程度に迄発達することであらうし、之へ云はれてゐる(台港銀行、前掲書七三頁)。今工業化普及の一指標として試に東印度工業が現在の消費必需品中に於て如何なる地位を占めてゐるか大体の比率を検討してみれば左の如くである。(前同八五―八六頁)

ライター	八〇%	電池	四〇%
ビスケット	四五	織物	六
糖菓	六〇	人造バター	四〇
シガレット	九二	シガー	八〇
精製硫黄	二〇	服脂綿	三〇
靛藍染料	七五	飯器	八〇
ロメント	一六	洗濯石鹼	二二

ベニヤ板箱	六〇	硝子	九%
靴	三五	鞣皮	七〇
自動車	三八	其他及製品	七
金	九〇	紙	二七
レール			

併し東印度の工業化はジャワを中心と促進されたもので各種の主要工場は殆ど同島に集中し、スマトラは未だ工業上は餘り向題とならない。

(1) 金屬機械工業

機械工業はジャワ地方では相当盛であるが、スマトラでは未だ修理工業の域を多く脱してゐない。(修理工場数五〇)但農業用機械及び船舶用具等を製造する機械工場が東海岸州に三、アチエ州に二存し、殊にメダンの英國系機械工業会社を有し、その他にはグール・ゴール・メダン製造工業会社があり、邦人の経営に係るものとして能勢鉄工所(所主町村実)がある。又アチエ州北端洋上リバンに於ける船渠もスマトラに於ては近代工場として代表的なもので、造船の用意が備はつてゐる。鉄工場はほぼ製造所を欠いてゐるが輸入鉄屑、鉄鋼塊を処理

するものが若干存在し、その他一九四〇年末現在に於ける鉄道及び軌道工場数九である。

(2) セメント工業

南領印度ポートランドセメント株式会社は経営してゐる工場がスマトラ西海岸州バカン高地のインダランに存在してゐる。本工場は東印度唯一のセメント工場で、年産能力約十四万噸と称せられ領内需要の大部分を供給し得る状態に在る。製品はパダンセメント又はインダランセメントとして知られ、一時日本セメントの激甚な競争に苦むられたが、一九三三年六月遂にパダンセメントに対し月最少限五万噸の販売を保証し、従いて九月セメントの輸入制限令を公布して以来事業好転した。生産額は明らかでないが、スマトラ西海岸州よりの搬出量は

一九三四年	六二七	千樽	一九三七年	九四二	千樽
一九三五年	七八〇	千樽	一九三八年	一、〇二五	千樽
一九三六年	七〇九	千樽		一、八〇六	千樽

となつてゐる。大部分はジャワに移出され、内領へのセメント移出額は左の如くである。

一九三五年	五四九、一六六	一九三八年	五七八、〇七六
一九三六年	四一七、六八八	一九三九年	五五三、八六九
一九三七年	五三九、一六五	一九四〇年	五八四、七三〇
	九四三		一、〇一九

(3) 織布工業

織布工業は資本主義的工業の初期に於ける代表的輕工業で、各種織物制限令の實施と政府の奨励政策とにより著しく飛進し、殊に綿サロンの生産高は一九三五年以来飛躍した。併しスマトラには未だ近代的織布工業としては西海岸州パダンのフアン・ハウトン・ステファアル会社の工場以外、西海岸州に一、タハマリ州に二、合計四(一九四〇年末現在)存するのみで、その他(1)村落家庭工業、(2)小手織業として行はれてゐるに過ぎない。

(1) 村落家庭織布工業は中部スマトラ地方では相当盛んで、主として二〇番手又は四〇番手の糸を使用してサロンを多く生産してゐる。最近小工業助成策の一部として機械技術の改善教習により品質が著しく向上したといはれてゐる。

(2) 小手織業はスマトラではタパヌリ州が最も盛んで、殊にジャワ地方の傾向と異なり増産が顕著である。小手織業で使用する機械も村落家庭工業と同様手織機であるが、小手織業の使用するものはバンドンのテキスタイル・スクートル

で製造されるT・I・B式機械と称せられるもので、工場の経営様式もマニユファクチャリ的である。全東印度の小手織業の生産額は一九三八年に於て二五三、〇〇〇 Cargos といはれてゐるが、その生産費の構成を近代的織布工業のそれと對比すれば左の如くである。(Netherlands Indies May 1939 No. 5, P. 7.)

原料	小手織業	七〇% (三、二〇五、〇〇〇盾)	織布工業	七〇% (二、三九六、〇〇〇盾)
賃銀	〃	二五% (一、一三七、五〇〇)	〃	一五% (四九三、〇〇〇)
資本支出	〃	五% (二〇七、五〇〇)	〃	一五% (四九三、〇〇〇)
計	〃	一〇〇% (四、五五〇、〇〇〇)	〃	一〇〇% (三、二八〇、〇〇〇)

(4) 製氷業

前節所述の如く製氷業に關する特別な事業制限令が制定せられたこと、各工場が協定を行つたこと、により、製氷業は比較的堅実な飛進を見せ、パレンバン、メダン、パダン、コタラヂヤ等には相当盛んで、工場数も前表に示した如く全スマトラに於て五三(一九四〇年末)に上つてゐる。一九三八年の外領生産額は六萬四千吨であるが、此の中の六割はスマトラが占めてゐる。主要な工場は左の如くである。(前巻、前掲書一五七頁)

アハハン製氷工場 タンジョンパレイ
 マテエ コタラヂヤ
 オリエンタル
 ラビンティンギ
 シヤンマイル
 コタラヂヤ・ユニオン
 マンジョンパレイ

(5) 清涼飲料及び製菓業

スマトラには東海岸州以下各地に總計四〇(一九四〇年現在)の炭酸水工場があつて炭酸水の製造に當つてゐる。その内主要な会社を挙げれば左の如くである(前同一五六頁)

エン・アン・チヨアン炭酸水製造工場 ×ダ
 フケザア・アントニアブ
 ミネルバ
 スマトラに於ける清涼飲料工業は近年技術が著しく向上して品質が改良され、殊に地元産の果汁を有利に処理する道が開けたので将来を嚆矢されてゐる。又製菓等も各地に於て行はれ、東海岸州には邦人の業者も若干ある。

スマトラ 由谷商店 店主 由谷一三
 マダニ 青木製菓店 青木左右吉 岡部商店 岡部木四郎

山川製菓店 山川新十郎

(6) 石炭製造業

ジロワト スラバヤに於けるドラレ工場の如き大工場は未だ見られないが、最近マダニその他各地に小工場が建設せられてゐる。殊に華僑の営む石炭工場は多く、スマトラに於ける主要な石炭工場は

フリー・チヨン・テン石炭工場 ×ダニ市
 テツ・ジー・サイ
 デム・キヤット

である。東印度には多量のコハラ、油椰子油及び香料を産じ、石炭製造業の将来は大いに有望である。

(7) 電気事業

一九四〇年の統計に依ればスマトラに存在する発電所数は一六五となつてゐるが、東印度有力電気会社、一たる南印ガス会社が十都市に亘る電気事業を営んでゐるのを除けば地方的諸会社又は地方団体は小規模に之を営んでゐるとは過ぎない。スマトラのみに関する資料を有しないが、外領の第一次発電キロワット数は左の如くである。一九四〇年に於て六万三千二百キロワットである。

○外領第一次発電量(単位キロワット)

業種別	一九四〇年		一九三九年		一九三八年		一九三七年		一九三六年	
	水力	火力	水力	火力	水力	火力	水力	火力	水力	火力
公共発電事業	七〇〇	九、四〇〇	七〇〇	五、三〇〇	七〇〇	四、二〇〇	七〇〇	二、九〇〇	六〇〇	三、〇〇〇
官営公共発電事業	一、五〇〇	二、二〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇	二、三〇〇	一、五〇〇	三、九〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇
官営官業用発電	一〇〇	九、四〇〇	一〇〇	九、四〇〇	一〇〇	二、五〇〇	一〇〇	二、五〇〇	一〇〇	二、五〇〇
計	二、三〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	五、九〇〇	二、三〇〇	五、九〇〇	二、三〇〇	五、九〇〇	二、三〇〇	五、九〇〇

(Public Utility) 1941 P. 336 本表の数字は私人の自家用発電を除く。尚公共発電事業とは地方庁又は民間の経営事業として一般民間に電力を供給するものを指す。

ジャワ、マヅラ地方では水力発電が大部分を占め、一九四〇年に就てみれば、水力発電数三九、八〇〇キロワットに対し水力発電数は一〇、六、一〇〇キロワットに上つてゐるが、外領に於ては石炭の如く水力発電が大部分を占めてゐる。内領に於ては一九一〇年頃より官営鉄道電化の爲に水力電氣の開発に力を入れたが、此の更に際しても外領は非常に立遅れてゐる。尚水力電氣に関する事項は旧交通土木部電氣課の管掌事務に属し、民間より水力利権の申請があつた時は

州別	有効許可		政入業園用		居住区業園用		製氷冷蔵飲料		燈用動力用		計	
	数	能力	数	能力	数	能力	数	能力	数	能力	数	能力
ランホバン	八	二〇八	四	二〇八	二	三二					七	二四五
パレンバン	三	三四	二	三四							三	四一
東海岸	七	二六八	三	二六八							三	二六八
ベンクレーン	一〇	一八八	五	一八八							九	一五四二
西海岸	一六三	一、五〇〇	五	一、五〇〇	一	三九六					一六〇	八二九

一応之を検討し、許可すべきものには許可を與へることとした。水力利権には第一種自家用水力百馬力以下のものにして将来通告する迄之は継続使用を許可し、且水租を徴せざるもの
 第二種第三種に對するエネルギー供給を目的とする百馬力以上のものにして期限四〇年、水租百馬力以上九百馬力迄一馬力当二盾、九千馬力迄一五〇盾、一萬馬力以上一盾を要するもの
 の二種があつた。スマトラに關する事情は左二表の如くで、第一種に属するもの許可件数一八八、馬力容量二、九五九、第二種に属するもの、許可件数二四、馬力容量一、九五〇三である。
 ○長期水力許可数及水力容量(能力單位)キロワット(一九四〇末現在)

スマトラ計	二〇三	三三	八九四	一五二	三三八	一	四	三	三二	九	一八八	二九五九
スマトラ計	二〇三	三三	八九四	一五二	三三八	一	四	三	三二	九	一八八	二九五九

(ibid. p. 338)

○有限期間(通常四〇年)水刀許可数及水刀容量(前同)

州別	有初許可		政令適用		収獲量適用		水電料適用		竹脚動力用		其他		計
	数	能力	数	能力	数	能力	数	能力	数	能力	数	能力	
ランポシ	一	二〇〇	一	八	一	〇	一	〇	一	一	一	一	一
東海岸	一五	二四六	一	八	一	〇	一	〇	一	一	一	一	一
ベンクレーン	五	四三	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一
西海岸	八	二二五	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
タバヌリ	二	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
スマトラ計	三二	三三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

最後にスマトラに於ける一九四〇年の電力使用者及び消費量を見れば以下の如く、統計三九、九〇三人、四二、五〇三キロワット時で、電力の普及は未だ極く限られてゐるといふはなげれば足りない。

(ibid. p. 339)

市町名	会社名	使用者数	消費量 (キロワット時)
テルックブトン、タンデオンカラン	蘭印ガス会社	一七七八	一、七二二
コタブミ	Lim Sook Keng	一五二	七四
パレンバン	蘭印ガス会社	六一九五	一〇、一七七
ラハット	南部スマトラ鉄道	五七一	四一五
ク (南部スマトラ鉄道)	蘭印ガス会社	二六六	一五三
ムアラエニム	ブキツトアツサム炭坑	二一八	一三五
タンヂオンエニム	市債	八一三	七九六
デヤムビ	アタデン・ウル	一九八	五五
ムアラトウボ	東生民金庫	二二五	五六
クアラトウンカル	蘭印ガス会社	八六五〇	八、二七八
メダン、ブラワン、ピンヂアイ	市債	五三九	五三五
ブラスタギ、カバンヂヤエ	市債	五九三	四五六
デビンアイニング	市債	八四六	四八四
マタシアンタール	市債	五六六	六七二
タンデオンバライ	市債	二五	

トボアリ	地方基金	三〇	三七
タニガヨンバンダン	都市基金	二二	二〇
マンガール	ブリトン錫会社	一一五	一一二
スマトラ計		三九、九〇三	四二、五〇三

(Ibid. P. 341)

右の如くスマトラ諸都市に於ける電気需要量は未だ僅少で餘り問題にならな
い。スマトラの山地には諸所にカルデラ湖があり、スマトラ開発の将来には
豊富な水力電気を開発利用する可能性が存してゐる。

○ スマトラの商業及貿易

第一節 内國商業

スマトラに於ける内國商業の主要区域はM.P.P及びそのヒンタラント、即ちメダンを中心とするスマトラ東海岸州、パダンを中心とするスマトラ西海岸州及びパレンバンを中心とする南部スマトラ地方であるが、輸出品の集積過程と輸入商品の販売過程とを除けば内國商業には取立てる程のものはなく、住民の大部分を占める原住民間に在ては主要市邑及び聚落に於て数日置に定期的
に市が開かれ、そこで地方的特産物の取引が主に物々交換の形式で行はれて
る程度である。

現在は軍貿易が行はれてゐるが大東亞戦争前は輸出物産の中、改人事業者の
生産品の多くは自己の販売機関を通じて直接販売されるか若くはブローカトを
經由して輸出業者に依て輸出せられ、原住民により蒐集又は生産される物産は
所謂物産商と稱する仲買人に依り買集められた後直接又は更に物産向屋を経て
輸出業者に依り輸出せられた。輸入は主として和蘭人、日本人、英國人、独逸

人、佛國人等に依り行はれたが、支那人、アラビヤ人の輸入商も少くなく、又
 原住民にして之に従事してゐるものもあり、斯くして輸入される一般商品は輸
 入業者より直接又は卸売屋の手を経て小売業者に配分された。スマトラに於て
 も仲買人、卸商及び小売商は華僑勢力が最も強大であるが、ジャワ地方に比す
 れば原住民の進出が極めて顕著で、華僑を次次に押出しつゝある。例へばラン
 ホンの胡椒、パレンパンのゴム、コーヒー、棉、胡椒、及び米、ベンクレーン
 のコーヒー等土産品の買付、織物等輸入品の売却共に一部は原住民の手で行は
 れ、又欧人商社も次次に華僑仲介人の代りに原住民商人を使ひ始めてゐた。併
 しタバタリの安息香、バヤクン木の煙草、アケエの胡椒及び檳榔子、又は米を
 輸入する全地方の水の卸売等ニ、三の物産は全く華僑の手で取扱はれ、更にリオ
 ウ、インドラギリ、下ヤンビ、スマトラ東海岸では未だ凡ゆる貿易、商業が
 華僑の掌中に在つた。華僑の他に邦人、卸商、小売商の進出も相当見られ、雜
 貨商のみを以てその数五〇以上によつた。
 一般に東印度に於ける小売商は、顧客の人種別に依り所得、又は趣味嗜好等が
 異なる關係上、或程度人種別に構成されてゐる特徴がある。即ち欧米人の顧客
 に對しては欧米人の小売商があり、原住民の需要に對しては原住民の小売商が

供給し、邦商及び華商又然りである。唯邦人小売商は百貨店、雜貨店、理髮店
 等に於て欧米人を顧客とし、華僑は支那人に對して商品を取賣するのみならず
 欧米人及び原住民にも顧客を有し、殊に原住民に對する商業には極めて有能で
 ある。小売商は何れも卸売商より、又は仲買人を通じ、或は輸入商より直接商
 品を仕入れるのであるが、原則的に現金取引は少く、特に地方の原住民又は支
 那人の小売商人は支拂期限を定めず、取賣をするに依りて支拂ふのであり、卸
 売商、仲買人又は輸入商は集金と注文取を兼ねるセールスマンを各地に派遣す
 るのである。

直接各國と取引する輸出商及び輸入商はそれぞれ專業化してゐるが、下部的配
 給機關は多く兩者の取引を兼ね、此の爲に仲介業者又は小売商が金銭又は商品
 を以て農民に高利の貸付を行ひ、輸出品を買叩く弊害が就中華僑に付て指摘
 されてゐる。但近年は辺境の住民もパッサル（市場）又はラゴオに依り市場相
 場を知りやうになり、相場場の不知に乘する仲買人の不当の搾取は著しく減じた
 といはれてゐる。併し多數の原住民に依りて生産される國産が欧米人又は支那人
 の商業利益に転化してゐる根本的問題は依然として衰らな

商業關係の公的機關としてはパダンに商工會議所、メダン、パダン、パレン

バンに商業組合が存在する。商工会議所は監督の必要と認むる土地に設立され
たもので、(1)政府各部長官及び地方長官に對し、農業、商業及び工業に関する
事項に就きその諮問に依じ、説明又は提案をなし、(2)農業者、商業者及び製造
業者に對し、政府各部長官及び地方長官の希望する事項、又は農業、商業及び
工業の一般的利益上必要とする事項を通告するを目的とするものである。商業
組合は之と異なり、私人団体で各種の實業家を網羅し、農、工、商、鉱、交通
等諸事業の利益を固り營業の統制をこのことを目的とし、商品取引規則の規定
内外經濟事業に関する刑行物の執行等大いに活動する所があつた。

第二章 對内領交易

外國貿易又は純然たる外國商業と稱性質を異にするものとして内領スマトラ
間の交易がある。(1)内領とはジャワ、マヅラの仮稱)スマトラはジャワに對して
常に移入超過を示してゐるが、移出、移入共に近年増加が顯著である。

一九三五年	ジャワより移入 四五、五〇十盾	ジャワへ移出 三九、三四〇十盾
一九三六年	五三、一八八	三九、三〇五
一九三七年	八一、一九一	四九、八九六
一九三八年	七二、六六一	四二、〇九〇

一九三九年	七九、三五三	五五、二九六
一九四〇年	九七、五八七	七二、三二四

之は、(1)ジャワ移民が近年増加し食料品、嗜好品衣類等の供給を受けなければ
ならなくなつたこと、(2)ジャワの工業が振興するにつれジャワ産の製品は外國
よりの輸入品に代替する傾向を生じ、その影響がスマトラにも及んだこと、(3)
近年旧蘭印政府が種々の貿易統制会を設けた爲輸出入手統の便宜上外領の對外
貿易はジャカルタ、スラバヤを経由する傾向を生じたこと等の理由に因るもの
である。移入品の大字は煙草(葉巻及び紙巻)と織物で之等商品の一九四〇年
度の移入額は夫々一七、〇一七十盾(六、六四六担)一五、五八六十盾(六、〇六九
担)に上つてゐる。その他米、鉄及び鉄製品、砂糖等の移入も多く、詳細は左
の如くである。

○ジャワよりスマトラへの商品別移入額

商 品 別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
原住民織綿布	四、四四四	五、五一九	八、六四五	六、一四四	七、〇五八	八、七六一
其他織物類	一、五九四	二、二五四	四、三四三	三、二七四	四、八二六	六、八二五

品名	数量 (單位千担但自動車八台、蒸着飲料八千立)					
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
各種砂糖	二、三三四	二、五四七	三、五八〇	三、八三二	三、七一五	四、一六八
鉄鋼及ヒ同製品	一、四八九	一、九五二	三、八九九	三、二六七	二、八五三	四、八七一
葉巻及び紙巻煙草	九、三九二	九、二六六	一、二、四三四	一、二、七五四	一、三、四三七	一、七、〇一七
其他各種煙草	一、九六四	二、三二五	二、三三五	二、〇四八	一、七〇二	二、〇三六
小飼物	一、四二〇	一、六七〇	二、四八四	一、七一一	一、七二九	一、七二六
米	一、八七八	五、一一八	一〇、八八六	四、四四四	七、六九九	七、六〇〇
食料品	一、一五四	一、三六八	一、八七八	一、九九二	二、〇九四	二、五二八
牛乳	七五	七三	九三	七一	六一	七八
自動車部品及タイヤ	七四二	一、一一五	一、五〇八	一、七五八	一、五九六	一、九五八
自動車	七二四	七六〇	一、八四六	一、五四〇	二、一四三	二、九八五
石油製品	四七九	五三九	一、五三七	一、三六六	三、四八	二、四一
蒸着飲料	五二	三四	四五	四四	三六	五五
其他	一七、八六一	一八、三七一	二六、一五八	二七、四一五	三九、九五六	三六、七三八
計	四五、五〇二	五三、一八八	八二、一九一	七二、六六一	七九、二五三	九七、五八七

原住民織物類
其他織物類
各種砂糖
葉巻及び紙巻煙草
其他各種煙草

品名	数量 (單位千担)					
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
米	二八、八六七	七、〇一九	一四〇、五二三	五〇、〇二三	一、二四、三九九	一〇、九、四七九
自動車	七九〇	八五五	一、七七一	一、三二六	一、一九〇	一、四九五
蒸着飲料	一八	二	一六	一五	一	一九

(Statistik Verslag 1941 2862)

移出品中に於ては錫鉱が遙に他を凌駕し、而も累年増加して一九四〇年には二〇、四〇八担、価額三三、二七九千盾に上つてゐる。錫鉱以外では石油製品、魚炭、石炭、セメント等スマトラ特産物の移出額が多く、その額は同様に於て夫々三、七五八千盾、三、一〇八千盾、一、〇一九千盾となつてゐる。その他カンピール、珈琲等嗜好品の移出も多額に上る。詳細は左の如くである。

○スマトラよりジャワへの商品別移出額

商品別	価額 (單位千盾)					
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
石油製品	一、四三四	一、一八〇	一、六三九	二、〇六二	一、七五九	二、二三九
ケロシン	六三六	五六七	一、〇三四	一、二一〇	一、三三二	一、五一九
レジナイフ	一一三一	八四一	八八〇	一、〇六二	七五五	八九三
ベンゾイン	一、五二四	一、一〇四	九四三	一、〇一七	九六二	一、〇一九
セメント	一四九	一八五	五二七	五六六	六一〇	三九五
コアラ						

ガソリン	三、八一五	二、七二八	二、六三七	三、一六九	三、二七〇	四、〇三一
ゴムコバル及ゴムダマ	四、六六	五、九二	九、六二	六、八三	五、三一	八、五四
ロブスタ種珈琲	九、二八四	一四、四一九	一、二九五	一六、四六一	一五、三三五	一六、四八一
其ノ他種珈琲	二、三〇	一〇〇	八四	一七六	二〇二	一七七
錫原鉱	一、二五五九	一、二七〇四	一、三〇一九	七、八〇五	一、三、八三二	二〇、四〇八
白胡椒	一、二二三	八五九	四八三	五八八	七三六	六二九
黒胡椒	四、五〇三	三、六九五	二、三〇三	二、八四八	二、二九四	四、一七三
藤	五、八八	六七三	九三九	一〇五八	八〇九	一、〇七四
米	四、一一一	七、三五六	一、九〇一	一、三三八	九、〇九一	一〇、五四三
石炭	二六、〇〇〇	二八、八〇〇	三三、〇〇〇	三六、〇〇〇	四三、七〇〇	四四、七〇〇
魚類	三一、八〇八	三四、六六八	三五、〇四〇	三六、九〇〇	三六、六六九	三七、九二八
計	三九、三四〇	三九、三〇五	四九、八九六	四二、〇九〇	五五、二九六	七一、三一四
石油製品	ケロシン	八〇、二四二	六四、五六八	七七、四八七	八九、九四九	九〇、〇〇二
	レジデイウ	五九、九六五	四六、六二六	七四、六一二	八七、五六三	二六、九八九
ベンゾイン	二、八七七	二、八二五	三、五六〇	三、三三六	二、四九一	二、八七八
セメント	五四九、二六六	四一七、六八八	五三九、一六五	五七八、〇七六	五五三、八六九	五八四、七三〇
コアラ	二、五三三	二、〇八五	四、一九〇	八、六三七	一、二〇三九	七、五九八
計	三九、三四〇	三九、三〇五	四九、八九六	四二、〇九〇	五五、二九六	七一、三一四
単位千瓩 (但石油製品は千立セメントに換算)						

第三節 外國貿易

(1) 概説

東印度の貿易史は同時にその南洋の歴史であり、東印度会社以来貿易は東印度経済の生命であつた。併し早々膨脹を続けて来たその外國貿易は決してインドネシアの繁栄を意味するものではなく、和蘭本國その他欧米資本主義國の繁栄であり、寧ろインドネシアの利害と逆行するものであることは周知の

処である。

一九三〇年前後の世界恐慌以来東印度の貿易は着しく後退し、スマトラ貿易も此の影響を脱し得なかつたが、その南米の進捗に呼応してその後の進出着しく、貿易価額も殆んど恐慌前の水準に達し一九四〇年には輸入額一〇四、三九七千盾、輸出額四五七、三五九千盾に上つてゐる。最近の趨勢は左の如くである。

年 度	輸 入		輸 出	
	価額 (千盾)	輸入品価額指数	価額 (千盾)	輸出品価額指数
一九二九	二七二、九九七	一五一	四八七、四五五	一二三
一九三〇	二二七、五九五	一四二	四〇三、〇七六	八八
一九三一	二二七、四七八	一一二	二六三、六八六	六六
一九三二	八一、三八二	九〇	一九八、三七二	五二
一九三三	六七、九三五	七八	一八四、四四九	四三
一九三四	六九、一五三	七四	二二七、八一七	四二
一九三五	六六、九〇九	七二	二〇三、三五一	四一
一九三六	七、六五一	七四	二五七、五三三	四三
一九三七	二七、三五三	九八	四七九、四九六	五四
一九三八	二〇、八一八	九四	三一六、四〇九	四四
一九三九	一一、三四六	九五	三三三、二九一	四七
一九四〇	一〇四、三九七	一一三	四五七、三五九	五〇

(Statistik Verlag, 1937 P.307, 1938 P.333, 1941 P.359, P.369 輸出入品ノ御売物価

指数ハ一九一三年ヲ一〇〇トス)

右表の如く殊にスマトラ輸出入貿易の進出には刮目すべきものが存するが、更に次の諸点を考慮する必要がある。

(イ) 東印度の全輸出貿易に於けるスマトラの地位が大きくなつたこと。即ちジャワ輸出貿易の伸張を他所にスマトラの輸出は年々伸張し、殊に一九三七年以来飛躍して全東印度輸出額の五割を占めるに至り、一九四〇年には実に五一、八六%に上つてゐる。

(ロ) 実際の輸出数量は増加してゐること。即ち一九四〇年度の輸出価額四五七、三五九千盾は一九二九年年度の四八七、四五五千盾には若干及ばないが此の向輸出物産の価格は半ば以下に下落してをり、従て実際の輸出数量は恐慌前に比し約二倍に増加してゐると考へて差支ない。即ち一九一三年を一〇〇とする輸出品御売物価指数は一九二九年の一三三に對し、一九四〇年は僅か五〇に過ぎない。

(ハ) 貿易差額が拡大したること。スマトラは年々多量の輸出超過を示してゐるが、

而も恐慌前の一九二九年に於ける出超額一四、三五八千盾に對し、一九四〇年には三五、九六二千盾に上つてゐる。

右の如くスマトラの輸出力は極めて大であるが、多額の輸出超過も欧米資本の企業利潤又は利子として吸収され、好況は不況に勝ること勿論とはいへ、スマトラ自体の繁榮といふ見地からは貢献する所少かつたこと導説の如くである。左に参考迄に全東印度の國際貸借表を掲載するが、巨額の出超も空しく「蘭印の出超は國が豊を証據ではなく却つて食しきが故の出超である」(矢田恒一、前掲書二〇七—二一〇頁参照)といはれる事情が本表に依り明白に看取されるであらう。

○東印度國際貸借表 (單位百万盾)

支拂勘定		受取勘定	
商、品 輸入	四七九	商、品 輸出	七四九
金 輸 入	四九	金 輸 出	九
在外金保有増加	二〇	在外金保有減少	四
船 舶 輸 入	一一	淨動産積立債のため蘭印政府より國庫へ引渡す貨物	一
金 利	五四	輸出価額訂正分	九
按着金控当私入票圖利有	五三		
	六八		
	七六		
	八〇		
	九三		
	九六		
	九七		
	九八		
	九九		
	一〇〇		
	一〇一		
	一〇二		
	一〇三		
	一〇四		
	一〇五		
	一〇六		
	一〇七		
	一〇八		
	一〇九		
	一一〇		
	一一一		
	一一二		
	一一三		
	一一四		
	一一五		
	一一六		
	一一七		
	一一八		
	一一九		
	一二〇		
	一二一		
	一二二		
	一二三		
	一二四		
	一二五		
	一二六		
	一二七		
	一二八		
	一二九		
	一三〇		
	一三一		
	一三二		
	一三三		
	一三四		
	一三五		
	一三六		
	一三七		
	一三八		
	一三九		
	一四〇		
	一四一		
	一四二		
	一四三		
	一四四		
	一四五		
	一四六		
	一四七		
	一四八		
	一四九		
	一五〇		
	一五一		
	一五二		
	一五三		
	一五四		
	一五五		
	一五六		
	一五七		
	一五八		
	一五九		
	一六〇		
	一六一		
	一六二		
	一六三		
	一六四		
	一六五		
	一六六		
	一六七		
	一六八		
	一六九		
	一七〇		
	一七一		
	一七二		
	一七三		
	一七四		
	一七五		
	一七六		
	一七七		
	一七八		
	一七九		
	一八〇		
	一八一		
	一八二		
	一八三		
	一八四		
	一八五		
	一八六		
	一八七		
	一八八		
	一八九		
	一九〇		
	一九一		
	一九二		
	一九三		
	一九四		
	一九五		
	一九六		
	一九七		
	一九八		
	一九九		
	二〇〇		

小 計		小 計	
其他の有限責任会社配当金 私人(非在住者)の商業利潤 新投資の爲の国内留利有 渡船者運賃 海外派遣者費用 暹羅國君マラ地札着費病金 在外役員に対する支拂 左和蘭蘭印政府支出差額 中分類し得らざるもの	二五 一七 九 四九 二八	輸出税 統計税 旅行者 和蘭に於ける蘭印政府受取 蘭印海軍費和蘭政府貸付金	二七 二九 三八 五七 二六
公債買戻 債券債券購入 海外投資 生命保険料送金 a. 年金基金の爲にする政府分 b. 私人によるもの 蘭印政府の在邦浮動資産 短期信用浮動資金残高(政 府分を除く)説明し得ざる差	八五 八四 八四 五三 四八	新規投資 a. 保有利潤より b. 其他投資 蘭印政府の在邦浮動資産の 増加 短期信用浮動資金残高(政 府分を除く)説明し得ざる 差	八七 七三 二〇 六六 五五
小 計	一三二	小 計	一三二
六二	一三二	六〇	一三二
一三二	一三二	一三二	一三二
一三二	一三二	一三二	一三二
九八	一三二	一三二	一三二

合 計	九四九〇一	二〇六八七三	五八	九四九〇一	二〇六八七三	五八
-----	-------	--------	----	-------	--------	----

(Sinhalese Yearbook 1941 P. 462)

(2) 主要港別輸出入

スマトラに於ける主要貿易港はパレンバン、パダン及びメダンの外港たるブラワンの三港市である。之等各港は夫々南部スマトラ、スマトラ西海岸、スマトラ東海岸をヒンターランドとして有し遠洋貿易の大船舶が出入するの右三港のみである。スマトラの貿易を代表してある。此の四パレンバンとブラワンの貿易額は多額に上り、殊に輸出額に於てはジャワのタンジヨン・プリオクに次ぎ、全東印度中オニ位及びオニ位を占めてゐる。之等各港の輸出入額及びその全東印度貿易中に占める比率を示せば以下の如くである。

○スマトラ主要港別輸出入額

港 別	輸 入 額 (千盾)		輸 出 額 (千盾)		比 率 (%)	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
パレンバン	一九四〇	一九三九	一九四〇	一九三九	一九四〇	一九三九
	二二、四三七	二〇、四七	二八、〇四一	一三、七四六	七二、七	六、四四
					五、八六	一五、五九
					二四、三八	一四、二〇

パダン	八、〇五	八、九二	六、九八	八、三九	一、八六	一、八九
ブラワン	三、三〇七	三、四四九	三、五五〇	九、〇二七	七、〇八	七、三四
其他小港	三、三〇三	四、〇五八	四、九一〇	二、九、三五九	八、五八	一〇、三四
スマトラ	四、三九七	二、三三六	二、〇一八	四、七、三三九	二、四、四九	五、二、八六

(Ibid. P. 359)

スマトラの主要貿易港は前記の三港であるが、海岸線には多数の小港があり何れも開港せられてゐる。小港中主要なるものはパルース、ベンカリス、ベンターレン、コタラヂヤ、ナタル、シホルガ、テルクタブトン等であるが、多くは一八七六年の英蘭スマトラ條約に依り規定されたもので旧英領馬來との取引が多く、百噸以下の小汽船から三四百噸程度の汽船が使用されてゐる。

(3) 各州別輸出入

スマトラ各州中最も貿易額の多いのは請ふ返もなく裁造企業を中心地たる東海岸州とパレンバンの二州であるが、輸出貿易に關しては錫の産地たるバンカ、ピリトン、一部栽培企業の勃興しつつあるリオウ州も多い。各州の貿易額は左の如くである。

○州別輸出入額 (單位千盾)

州別	輸		入		輸		出	
	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九三六	一九三七	一九三八
ランポン	九五〇	一五五〇	一、一三一	一、一八七	一、〇八二	九、五七九	二、六三八	九、一七四
パレンバン	一三、七五一	二、四六二	二、八〇四	三、〇四一	三、一四五七	五、八一三	二、〇一八三	九、三、五八五
スマタンヒ	一、九一六	四、四〇五	三、五三三	三、七九〇	三、〇五一	四、一八〇	二、四、四三八	一、〇、五三二
東海岸	三、九八一	五、五〇〇	五、四二二	四、八三六	四、三〇九六	二、三、八一八	二、〇、七、三九一	一、四〇、六三六
バンクレーン	八六七	八八八	九四四	九二五	六三四	一、三、八八八	二、五九八	一、五五四
西海岸	六、四二五	二、八四九	八、七七一	八、九一三	八、〇六三	一、四、〇七〇	八、二〇二	八、二〇二
タバヌリ	六七〇	一、〇五〇	九二七	六三七	七五七	四、四七二	九、五九八	三、八六九
アタエ	二、一三一	三、三六三	三、九八七	二、五〇二	二、二七三	五、三、四四	一、八、五一一	七、四八一
リオウ	五、〇七四	七、九二五	九、七五五	七、一九一	八、二四六	一、五、二三八	三、二、三八	一、九、〇三二
バンギビリトシ	五、八九六	一、〇、一五七	一、〇、六九七	九、三九九	五、七三三	二、七、三三五	五、五、六二一	二、三、五六四
スマトラ	七、六五一	二、七、五五五	一、〇、八一一	一、三、三四六	一、四、三九七	二、五、七、五三三	四、七、九、四九六	三、六、四〇九

(4) 主要輸入品
一九四〇年に於けるスマトラ各州の主要輸入品の価額及び重量を示せば以下の如くである。

○ 商品別スマトラ各州輸入統計 (一九四〇年)

商品別	東海岸		アタエ		タバヌリ		西海岸		リオウ		スマタンヒ		パレンバン		ランポン		バンクレーン		バンガビリトシ		スマトラ	
	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九三六	一九三七
新植物及種子	三三	一	一	一	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
食料品嗜好品	二六、八〇五	九、六四	二九	七、七二	四、〇、四	一、六、二	三、九、五九	三、七、一	一、五、五	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七
新植物加工品	三九八	二〇	五	四一	一、六	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七
鉱産物	一、四四五	一八	九	一、五五	五、三二	四九	八、二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一	二七	一、三一
化学製品肥料等	四、七六七	二、四九	九三	五、三一	一、六八	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
陶磁器	三、二四	一、五	四	一、二六	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇
ガラス製品	四、三〇	一〇	六	一、三二	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七
木材製具	一、〇三三	三、一	一、六	八、九	三、六五	一、四六	一、六三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
皮革製具	四〇七	五	四	八	三、一	五、三	二、四六	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三
糸綿布衣類等	八、三六一	六、六〇	一〇、六	二、五、三六	四、〇九	五、六八	三、四三二	三、七、八	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一
紙、文房具類	一、三、三九	六、八	四、八	四、八五	五、一	八、四	三、七、八	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一
金属及製品	五、六、七	一、六四	七、六	一、四、五	八、九〇	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六	九、二六
自動車自転車等	二、〇一八	八、七	六	一〇、二	五、二	三、六	八、〇一	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三
機械及農具	四、八、七	二、九六	三、四	一、三、七四	三、九五	一、九七	七、八、六九	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三
其他	八、三三	二、五	一、一	一、一六	三、二	二、四	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六
計	四、八、八、六	二、五、〇、二	六、三、七	八、九、一、二	七、一、九、一	三、七、九、〇	三、〇、四、七	二、一、八、七	九、二、五	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九	九、三、九、九

品であつて、パダン港（西海岸州）では今日と最も輸入品中首位にある。輸入額は東海岸州八九百万盾、バレンバン三四百万盾、パダン三、四百万盾に上り、一九四〇年の事情は前表の如くである。従来は日本からの輸入が約四割を占めてゐたが、近年は英商品、和商品が進出してその重要性は減少した。併し日本商品は未だ相当重要な地位を占め、例へば東海岸州に就て見れば左の如くである。（一九三七年）

日本	一、九〇、〇八四	旧英領マライ	一、三、二八三
和商	一、七五、二六一	支那	一、六、六八九
英商	二、四四、四四九	計	四一、六二六
英領印度	五、六、五〇三		七、四九、三〇七
昭南	四、七、六四九		

（荷弁前掲書一五〇—一五一頁）

(二) 化学製品、肥料等 —— 一九四〇年に於けるスマトラに於ける化学製品、薬品、肥料、化粧品等の輸入額は九百十四万六千盾に上る。大部分は農場に於て使用される肥料で、殊に東海岸州に於ける輸入多く、全スマトラ輸入額の約五割は東海岸州が占めてゐる。戦前は独逸、和商から輸入されるものが大部分を占めてゐた。

(4) 主要輸出品

スマトラの主輸出品はゴム、茶、煙草、油椰子、コアラ等の農産品、石油、錫、金、ホーキサイト等の鉱産品であるが、夫々オニヰ「スマトラの農業」オニヰ「スマトラの鉱業」に於て詳述したので茲では詳論を避ける。唯参考迄に一九四〇年に於けるスマトラ各州の主要輸出品の個額及び重量を示せば以下の如くである。

○ 商品別スマトラ各州輸出統計（一九四〇年）

商品	州別										計
	東海岸	アタエ	タパヌリ	西海岸	リオウ	ゲアムヒ	バレンバン	ランポン	パタレシ	パンカ	
動物及製品	六、七、八	一〇、九	一	六、九	五、九	一、三	二、三	一	一	一	一、五、三〇
ゴム	六、二、五九七	三、五、四三	五、三、三三	三、九、三三	八、三、七九	一、三、九七	一、八、三二	三、四、三八	三、一	一、二、四四	二、九、〇四九
茶	一、三、〇三	一、六、一六	一、四	一、六、一	八、一	二、九	六、〇	六、九三	一、三	三、三、八〇	一、七、七五
香料	五、五	五、六	六、三	八、七、四	一	一	六、〇、七	八、六、九	四、八、三	一	五、四、七一
椰子	一、七、四、八	八、九、六	一、〇、八	一、〇、八	三、五、七五	九、〇	三、一、三	三、四、〇	一	四	二、四、五、七九
含油種子及植物油	一、六、三、八五	一、八、二	一	一、五、〇	一	一	六、八、三	一	一	一	一、六、五、五
煙草	八、六、五、二	一、八、二	一	一、〇、三、三	一	一	一	一	一	一	一、一、三、九、三
糖	六、一、八、七	四、三、七	一	一	一	一	八、九	一	一	一	六、七、〇、三
其他植物生産物	四、四、七、二	六、二	四、四	四、六	三、五、七	一、六、六	七、三、八	六、二	一	一	九、五、五、二
石油及石油製品	二、二、五、五	一	一	三、三、〇	一	一	八、四、三、五	一	一	一	一〇、七、〇、九〇

一 盾貨法定量目 一〇、〇〇〇 (原住民呼稱ルピア)
 半盾貨 // 五、〇〇〇 (原住民呼稱スタンガ、ルピア)

二、制限法貨 (補助貨)

A. 銀貨 法定品位 〇、七二〇

ニ 五仙貨法定量目 三、五七五瓦 (原住民呼稱ヌ、タリ)

一〇 仙貨 // 一、四〇〇瓦 (原住民呼稱ヌ、ピナス)

B 白銅貨 法定品位 ニツケル 〇、二五〇 銅 〇、七五〇

五 仙貨法定量目 四、五〇〇瓦

C 銅貨 法定品位 銅 〇、九五〇 錫 〇、〇四〇 亜鉛 〇、〇一〇

ニ 仙半貨法定量目 四、〇〇〇瓦 (原住民呼稱ヌ、ゴバン)

一 仙貨 // 二、五〇〇

半仙貨 // 一、二五〇

D 尚硬貨ではないが、オ一次吹洲大戦當時一時的に小額の政府紙幣を發行したことがあるが、現今は殆ど流通を見ない。

スマトラに於ける通貨流通額は全東印度の一七% (ジャワ七五%、其他八%) と稱せられてゐるが、金東印度に於ける硬貨流通額が不明である為、スマト

ラの数字も不明で、ジャワ銀行総裁の演説によれば銀貨のみを以て一九四〇年の流通額は一億盾 (全東印度) であり、又一説に依ればスマトラに於ける近年の硬貨流通額は三千三、四百万盾と稱せられてゐるが、その推定の根據は明でない。参考迄に近年に於ける東印度硬貨の發行額及び回収額を示せば左の如くである。

○ 鑄造貨幣發行及回収額 (數量單位千箇但金額は百万盾)

年度	銀貨					銅貨			面積
	ニ ¹ / ₂ 盾	一盾	ニ ¹ / ₂ 盾	一 ¹ / ₄ 盾	一 ¹ / ₁₀ 盾	ニツケル盾	ニ ¹ / ₂ 仙	一仙	
一九四〇	一、八八〇	—	—	—	—	—	—	—	五七
一九三九	—	—	—	—	—	—	—	—	三四
一九三八	—	—	—	—	—	—	—	—	七、五
一九三七	—	—	—	—	—	—	—	—	五、三
一九三六	—	—	—	—	—	—	—	—	六
一九三五	—	—	—	—	—	—	—	—	一
一九三四	—	—	—	—	—	—	—	—	一
一九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九三二	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九三一	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二九	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二八	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二七	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二六	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二五	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二四	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二三	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二二	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二一	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六
一九二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六

種別	額 (盾)	比率 (%)
二百盾券	一六、五五六	一七、五四一
百盾券	四三、九九四〇	三八、八一八
五十盾券	三〇、八〇九九	二七、三六五
四十盾券	二、八〇五	三、一〇六
三十盾券	三、九九五	四、三八五
二十五盾券	一、三〇二、五五	一、二八、三二二
二十盾券	八、六九三	八、九二九
十盾券	五、六九、八〇〇	五、三六九、七八二
五盾券	九、四八、五四九	八、七五八、九三六
総額 (千盾)	二三〇、二七〇	二一〇、八〇六

(Statistical Yearbook 1941 p. 377)

尚一九四一年三月末の流通額を金額で示せば左の如く合計ニ三〇、二六九、八八〇盾である。

種別	額 (盾)	比率 (%)
千盾	二五、一、二六、〇〇〇	一〇、九
五百盾	八、〇〇五、五〇〇	三、五
三百盾	二五、二〇〇	一
二百盾	三、三一、二〇〇	一、五
百盾	四、九、九四、〇〇〇	一、八、六

五〇盾	一五、四〇四、九五〇	六、七
四〇盾	一一、二、二〇〇	一
三〇盾	一一、九、八五〇	〇、一
二五盾	三二、五五六、三七五	一四、一
二〇盾	一七、三、八六〇	〇、一
一〇盾	五六、一九八、〇〇〇	二四、四
計	四六、二四二、七四五	二〇、一
	二三〇、二六九、八八〇	一〇〇、〇

従てスマトラの流通額を一七%とすればスマトラに於ける戦前の紙幣流通額は約三千九百万盾となる。占領後の旧紙幣、軍票(南越券)の流通額は公表なく不明である。

(3) 為替相場

東印度の金融は農、鉱産品の輸出を軸とするもので、領内に於ける資金の需給も国際間に於けるそれと農、産物の輸出如何に依存することは當然である。東印度は近年も出超を続け、その為替相場は左の如き趨勢を示してゐる。

○ 為替相場表 (電信相場、但新嘉坡は一覽表)

銀行名	国名	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年

和蘭 貿易	和蘭 貿易	和蘭 貿易	和蘭 貿易	和蘭 貿易	和蘭 貿易	和蘭 貿易	和蘭 貿易
同右 最高 最低	新嘉坡 最高 最低	同右 最高 最低	英印 最高 最低	日本 最高 最低	紐育 最高 最低	倫敦 最高 最低	アムステルダム 最高 最低
九〇 七三	九〇 七三	五七 五六	五六 五七	四五 四四	一八 一六	七 六	九九 九八
一〇三 九八	一〇三 九八	六六 六五	六六 六五	五 四	一八 一八	八 七	九九 九八
一〇五 九四	一〇五 九四	六八 六七	六八 六七	五 四	一七 一七	九 八	一〇〇 九九
一〇六 九四	一〇六 九四	七〇 六九	七〇 六九	五 四	一八 一八	九 八	九九 九九
一〇九 九八	一〇九 九八	五六 五四	五六 五四	五 四	一八 一八	九 八	九九 九九
八七 八七	八七 八七	六〇 五九	六〇 五九	四 四	一五 一五	七 六	九九 九九

尚一九四〇年五月倫敦に述遊した和蘭政府が英佛兩國の通貨協定に参加し、

(ibid p 374)

貨貨を磅に聯繫せしめることに決定したので、蘭印政府は之に呼応して貨貨に關し対磅、対弗の公定レートを定め、五月三日以降兩建制度をとることになつた。要点は左の如くである。

- 一、蘭印と英帝國（加奈陀、エニファウンドランド、香港を除く）との貿易は今後磅貨を用ひ、公定相場は一磅につき七盾六〇を基礎とする。
- 二、對米は一弗につき一盾八七五を維持する。
- 三、英佛通貨協定不参加國への直接間接の輸出を維持する爲その決済は米弗

又は蘭印爲替管理機關が許可する外貨を以て行ふ。併し對英七盾六〇の決定には無理があり、再開の翌日（五月二十四日）には對英レートは早くも不立となり、その後は政治経済情勢の不安定及び建値決定上の技術的困難により戦局の發展模様により、変更を免れなかつた。大東亞戰後可決済の制度が確立し盾は比、銖、海峽幣等と共に円と等価に定められた。併しスマトラ地区はマライと密貿易が行はれ而も常に出超である關係上、海峽幣との間に兩相場が行はれ、海峽幣よりも若干高いと稱せられてゐる。

第二節 金融機関

第一項 概説

東印度の経済社会が所謂「複合社会」であり、國際カルテル的性格を持つ高度に発達した資本の活動から、原始的原住民の自給経済に至る迄、人類の時間的経済発展の諸段階を空間的に撒布した観を呈し、他面世界市場を對象とする農業生産が極めて重要な地位を占めてゐる爲、金融機構も之に呼応して独特の構成を呈し、所謂「カルチャ・バンク」なる特殊な形態の金融機関が存し、又巨大資本を擁する爲替銀行もあれば、デッサルムブン（農村米穀銀行）の如き前資本主義的機関も併存してゐる。

スマトラに於ける金融機関の発達がジャワに比し立遅れてゐるのは勿論であり、スマトラの一部には未だ物々交換の行はれてゐる地方もあるが、主要諸都市には近代的大銀行が支店を設置し、又ミサヤカバウ銀行の如き地場銀行の存立をも見るに至つてゐる。今主要金融機関を種類別に列挙してみれば以下の如くである。

- (1) 中央銀行
- (2) 普通銀行

3. 外國銀行

(一) カルチエア・バンク

(二) 貯蓄機関

(三) 庶民金融機関

(四) その他の金融機関

以下右各機関に就て主に戦前の事情を略述することとする。

第二項 中央銀行

ジャワ銀行は一八七七年創立、翌一月二四日の開業に係り植民地中央銀行として現存するものの中世界最古のものであつて、公稱資本金は當初二百萬盾であつたが、其後六百萬盾に増資し、更に一九二四年九百萬盾となり、昨今に及んば、ジャワ銀行は本店をシヤカルタに支店をアムステルダムに置き、スマトラ内には、ユタラヂヤ、メダン、パダン、パレンパンの四出張所がある。主要業務及び近年の業績は以下の如くである。（詳細は台湾銀行前出「南領印度経済事情一四三—一五四頁参照」）

(1) 証券業務

近年の発行額は前節に述べた如くで一九四〇—四一年の平均残高二一〇、九三

五千盾に上り、同行利益の大きな源泉をなしてゐる。最近の規定に依れば地銀の準備率は四〇%とし、その準備中五分の三は東印度の、更にその四分の一は本位貨幣を以てすることゝ要し、最高発行額及び保証準備には特に制限はない。

直耳準備率は次才に増加し左の如く一九四一年三月末現在に於ける全要求私債務に對する準備率は金銀合計六六、六三%金のみを以て六三、九二%に上つてゐた。

○ジャマワ銀行手持金銀在高及要求拂負債に對する準備比率（單位千盾）

三月三十一日	貸 債		貸 債 及 地 金 銀		合 計		金 銀		要求私債務對%
	金 債	銀 債	金	銀	金	銀	金 銀	金	
一九四一	三、八〇、三七	一四、二四九	三、三六、〇二	一四、二四九	三、三六、〇二	一四、二四九	六六、六三	六三、九二	
一九四〇	三、八〇、三七	二〇、〇二	一〇、三〇、八四	一四、一三一	二〇、〇二	一四、一三一	五三、三三	四五、八三	
一九三九	三、八〇、三七	二〇、九八〇	七、八四、二四	二六、八八六	二〇、九八〇	一三、七、八六六	五〇、九七	四三、二一	
一九三八	三、八〇、三七	一九、八八九	七、八、五二	二六、五七四	一九、八八九	一、二六、四六三	五〇、七四	四三、三五	
一九三七	二、七、九一三	一六、六五一	六、〇、六五二	一八、五九五	一六、六五一	一〇、五、九一七	四四、〇七	三七、〇九	
一九三六	三、四、三四八	二〇、九四三	六、〇、七〇六	一八、五九五	二〇、九四三	一〇、五、九一七	五八、七六	四七、一五	
一九三五	四、九、三三九	二七、五八九	六、八、一四〇	二七、四七九	二七、五八九	一四、五、〇六八	六六、五三	五三、八九	

(Judicial Yearly 1941 p.379)

尚準備の五分の二が在外正債を以て之に充當し得た爲、ジャマワ銀行は出超尻の在外資金をそのまま正債準備に繰入れることが出来、爲替操作上並に兌換券発行上少からざる利益を享受した。

④ 金庫並に爲替統制業務

蘭印政府の金庫出納事務と對外爲替相場安定維持の事務は一切ジャマワ銀行に一任されてゐた。

⑤ 一般業務

一般業務に就ては無担保信用の許与及び一般に長期に亘る現金投資を禁ぜられてゐる爲中小商工業に關係すること少く、且債券又は不動産抵當に對する投資は資本金及び準備金の範圍に於てのみ許可され、不動産取引或は船舶担保貸付も禁止されてゐる。従て同行の投資は流動性を有する短期貸出に限られ、極めて消極的であつたが、近年は各段高何れも増加し、左の如く一九四〇—四一年度の平均残高一三二、三四七千盾に上つてゐる。

○ジャマワ銀行放貸額（單位千盾）

合計年度	商業手形	政府証券	外国為替	阿姆斯特ダム株式取引所	有価証券及商品担保貸付	不動産担保貸付	合計
一九四〇—四一	二一、二一六	二〇四	一八、七〇九	八、六七四	六九、七九二	一三、七五二	一三三、三四七
一九三九—四〇	一四、六九四	一九五	一三、六六三	七、三九四	四五、六九七	一〇、四四一	九二、〇八四
一九三八—三九	一三、九三三	一七九	五、一三一	二、六三一	四八、一〇八	一〇、四九一	八〇、四七三
一九三七—三八	一一、一〇八	一八七	三、九六〇	一、一三三	五九、一〇九	一〇、二六三	八二、七六〇
一九三六—三七	一〇、七四七	一六七	二、〇六五	三、〇二二	五二、五四〇	九、一一四	七六、六五五
一九三五—三六	一〇、五七六	一九八	一、八七八	三、四一五	五三、九二四	九、一〇六	七八、〇九七
一九三四—三五	九、四六九	三四六	九〇一	四、一三五	五〇、六四三	九、〇六四	七四、五四八

(Ibid. p. 376)

一九三〇年前後の世界恐慌當時はジャワ銀行も相當の打撃を蒙つたが、その後業績は次次に改善され、一割以上の配當を續け積立金一三、一三二千盾に上つてゐる。

○ ジャワ銀行資本金及主要課目 (單位千盾)

合計年度	資本金	積立金	特別積立金	一般支出	銷却	純益	政府納付金	積立	配當金
一九四〇—四一	九〇,〇〇〇	一三,一三二	五,一六五	一,三四六	四七九	一,八四〇	五三九	一九二	九六三
一九三九—四〇	九〇,〇〇〇	四,六九二	二,九二〇	一,四四四	七〇五	二,二四一	七六一	二五一	一,〇三四

合計年度	資本金	積立金	特別積立金	一般支出	銷却	純益	政府納付金	積立	配當金
一九三八	九〇,〇〇〇	五,八三六	三,一〇五	一,四五三	四一三	一,五二九	三六七	一四六	九〇〇
一九三七	九〇,〇〇〇	五,八六一	三,〇四六	一,四五二	六七七	一,八五七	五四八	一九四	九六三
一九三六	九〇,〇〇〇	五,九六九	三,〇九七	一,四〇七	四七三	一,七六六	四九八	一八一	九四五
一九三五	九〇,〇〇〇	四,七〇一	二,八四四	一,四八四	四三三	一,三九六	三二六	一三六	八五五
一九三四	九〇,〇〇〇	四,六四四	二,六三四	一,六三〇	四三九	一,〇三六	一八三	七三	七二〇

(Ibid. p. 379)

第三項 普通銀行

スマトラに於ける和蘭系銀行にして一般銀行業務を主眼として營業してゐる銀行は重要なるものは何れも支店銀行であるが、和蘭貿易会社・蘭領印度商業銀行・蘭領印度割引銀行の三行である。

(1) 和蘭貿易会社 (Nederlandsche Handel Maatschappij)

本社はフアクトライ (正確にはフアクトレイ) と通称し一八八二年以降爲替其の他一般銀行業務を管轄に至つたものである。東印度に於ける最大銀行たりと同時に最古の拓殖銀行で、スマトラ内にはゲヤムピ、メダン、パレンバン及びテルツタブトンに支店を有してゐる (本店ジャカルタ)。世界恐慌當時はジャワ銀行と同様大損害を蒙つたが、減資と積立金の取崩を以て之を横ひ近年の業績は左の如くであつた。

○和蘭貿易会社主要勘定(單位千盾)

勘定科目	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
負債						
松山資本金	四〇,〇三〇	四〇,〇三〇	四〇,〇三〇	四〇,〇三〇	三五,〇三〇	三五,〇三〇
未定積立金	一一,〇〇〇	一一,五〇〇	一〇,五〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
特別積立金					四,〇〇〇	一〇,〇〇〇
社債						
定期手金	五二,八四六	七二,三八七	八三,六六八	七八,三六一	六五,一七〇	七九,四七〇
流通債	二四二,〇四九	二八二,四六六	二五六,八六六	二〇三,八五九	一四九,七二九	一五八,九五二
支払手形	四八,三六	四,三九八	九,五九一	一三,八七三	一一,三八三	九,一九七
其他(含利息)	一八八五	二,四七二	二,八六四	二,三一一	一,六八六	六,二二三
資産						
現金及預金	三一,〇七九	九二,二四一	七二,三一四	三七,四六〇	四〇,五四一	五七,二八六
他店貸	四六,五〇〇	二七,七七五	一四,九四五	二九,二九六	一三,五〇二	一一,四〇六
手形及利札	九四,七三七	一二七,二五四	一四四,三二〇	一〇一,九〇一	七八,九三三	七四,一三一
有価証券	一一,五二五	一六,四三五	一一,五四五	一四,六五七	一六,九三一	一九,六〇七
証券担保貸	五三,九三三	五九,七六九	五六,九九一	四七,八一二	二九,一〇八	二五,八〇九
流動債	八四,九七四	七〇,一七六	七二,七九八	八一,四〇四	四九,一〇三	五八,六四二
物産担保貸			三,一九二	五,五〇〇	六,二四三	九,五七七
生産物	八〇,九三	七,六九六	六,四六九	五,三九〇	六,四〇三	六,五八三

勘定科目	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
シンゲケト ト出資金	一四,八〇七	一四,四〇六	一三,九四四	一四,五〇五	一九,八七〇	二二,一三二
エステート						
農園牧場勘定						
不動産	七,〇〇〇	七,五〇〇	八,〇〇〇	九,五〇〇	八,三七五	八,七〇〇
現金		優先 一,〇五〇	優先 二,六〇〇	一,〇〇〇	一,四〇五	
配当金		優先 五,五	優先 五,五	五	四	

(Indisch Verzlag 1941 P.380, 1937 P.328)

(2) 蘭領印度商業銀行 (Nederlandsch-Indische Handelsbank)

当行は一八六三年アムステルダムに創立せられたるもので、通常ハンデルスバンク(安運銀行)と稱せられてゐる。当初は製糖業を兼営してゐたが、一八八四年の糖価下落以来製糖業は仔会社たる蘭領印度農事会社を組織して之に當らしめ、普通銀行業務を主要業務として活動することとなり、スマトラには戦前がヤマビ、メダン、パレンバン、タンジョン、バライ及びテルックグトんに支店を有してゐる。

一九三五年度五千万盾より三千三百万盾に減資し以て今日に及んだ。近情は左の如くである。

○蘭領印度商業銀行主要勘定(單位千盾)

勘定課目	一九三六					一九三五		一九三四	
	一九三六	一九三五	一九三六	一九三五	一九三六	一九三五	一九三六	一九三五	
負債									
払込資本金	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	五,五〇〇	二〇,一八七		
法定積立金	一三,二〇〇	一三,二〇〇	一三,二〇〇	一三,二〇〇	一三,二〇〇	七,五〇〇			
特別積立金									
定期預金	二六,四二四	三一,四五七	三五,六七八	二六,一五	一五,〇六六	二九,八七七	一八,〇六二		
流動負債	八四,二〇五	八一,〇〇六	五八,九二四	六三,八五八	二八,二八〇	五六,五七五	三三,四八八		
支拂手形	五,五三〇	六,九四二	九,四七〇	七,九六七	五,〇七六	八,〇二三	五,〇七九		
其他	一,六六三	一,六五六	一,六五四	一,一三七	九,三五〇	二九	二四,一二五		
資産									
現金及コール	四〇,二二八	二九,三三五	九,一八四	一〇,七九四	八,四三三	一五,九六三	一三,九三九		
他店貸	六,九〇二	九,八四六	九,三七一	一〇,三三一	三,四〇九	一一,四八八	三,九一九		
手形及利札	二九,八九〇	四一,二〇二	三八,一九五	四三,五五〇	一一,七六八	四三,七六七	二五,五〇四		
有価証券	九,五八一	五,六五三	六,一三五	八,七一〇	一,〇六三	八,一〇五	三九二		
証券担保貸	一一,九一九	一五,五四九	一一,二一〇	一一,三一〇	二,一七〇	七,七三九	二,一六〇		
流動債収	四八,三三〇	四八,九二九	五〇,五三八	四四,四五三	三九,六〇一	五五,八七五	三二,二二七		
物産担保貸									
生産物									
シゲート出資金	一〇,八八六	一〇,五三九	一一,二二四	九,五四五	六三四	一七,九九八	二,一九五		
エステート	四,二〇〇	四,二〇〇	四,二〇〇	四,二〇〇	四,二〇〇	一,六〇〇			

不 動 産	一九三六					一九三五		一九三四	
	一九三六	一九三五	一九三六	一九三五	一九三六	一九三五	一九三六	一九三五	
配当金 価額	二,〇二八	二,〇二二	一,九六九	二,三九三	一,七二四	三,六六七	二,五三八		
%	一,六五〇	一,六五〇	一,六五〇	一,一五五	三五	〇	〇		

(前同)

(3) 南領印度割引銀行 (Nadelandisch-Indische Escompt Maatschappij)

當行は一八五七年シヤカルタに設立せられ、通常エスコムプトと略称する。前二行と異り當初より純商業銀行の形態を成し、手形割引及び為替業務に關する一般銀行業務を主要業務としてゐる。當行の特色として支那人間の信用が極めて厚く、東印度華商にして同行本支店と取引關係を有してゐない者は無からうと返言はれてゐるが、活動範圍は未だ前記二行には遠く及ばないものがある。スマトラにはメダン、パダン、パレンバン及びシボルガに支店を有してゐた。損失の爲一九三三年に五千万盾から二千万盾に減資し、左の如き成績を以て昨今に及んでゐる。

○ 南領印度割引銀行主要勘定 (單位千盾)

勘定課目	一九四〇	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五

負債	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
払込資本金	3,067	3,007	2,947	2,887	2,826	2,766
法定積立金	500					
特別積立金						
社債						
定期手金	14,404	11,995	11,442	19,005	15,815	16,294
流動負債	56,771	46,517	42,468	41,536	29,891	23,591
支払手形						
其他	3,352	922	832	891	794	613
資産						
現金及コイル	22,375	13,176	11,128	22,347	5,393	2,716
他店貸	2,721	2,799	1,733	1,439	2,603	2,383
手形及利札	14,789	9,979	11,448	11,481	17,205	15,902
有価証券	5,769	9,623	10,484	2,910	2,555	2,648
証券担保貸	3,795	6,291	6,254	8,160	6,194	3,544
流動債権	28,876	31,440	25,465	24,719	22,087	23,100
物産担保貸						
生産物						
シンジケート出資金	421	435	453	3,220	3,175	2,999
エステイト						
農園收獲勘定						

不動産	2,859	3,198	3,223	3,543	3,893	4,152
配当金	540	540	540	608	540	405
%	4	4	4	4	4	3

(前同)

第四項 外國銀行

スマトラに於ける外國銀行は渣打、華僑及び中國の三行で主として爲替業務を管んで来た。

(1) 渣打銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China)

チャータード銀行は一八五三年王冠憲章に基きロンドンに設立された銀行でメダンに支店が存した。主として爲替業務を管んで来たが近況左の如くである。

○ 渣打銀行貸借対照表 (十二月末現在單位磅)

負債	19,384	19,377	19,384	19,377
払込資本金	3,000,000	3,000,000	6,014,530	6,933,395
積立金	3,000,000	3,000,000	1,595,667	2,262,910
当座手金其他	31,496,583	34,181,522	2,319,359	2,316,746
定期手金	14,695,385	15,253,918	22,593,764	30,449,065
資産				
現金				
地金銀				
P.O. 銀行株式				
投資				

銀行券	一、五七九、六九九	銀行準備証券	八四五、〇〇〇	八四五、〇〇〇
支払承諾	四一八、五七四	為替手形	七九四、八四五	一〇、一五九、四一七
支払手形	一、七〇三、九五六	牛形及コイル	一六、五三八、七一〇	二〇、七九五、八四四
証券担保ローン	三、八三四、六二五	支払承諾見返	四一八、五七四	四六八、二四八
他店借	三、四六七〇	他店貸	一七〇、三三九	七五、二一一
雑負債	四〇四、五三二	設備及什器	一、五八六、五二七	一、五九四、六一一
損益	三六四、〇九四	雑資産	四九三、八一五	二七、五、三七一
計	六〇、五二二、一一〇	計	六〇、五二二、一一〇	六四、一三九、〇九八

(Bankers' Almanac Year Book 1939-40 P.61)

(2) 華僑銀行

(Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd.)

當行は公稱資本四千万海峽幣、払込資本金一千万海峽幣を有し、華僑系銀行として最も有力なものである。一九三二年十二月 Oversea-Chinese Bank Ltd. Ho Kong Bank Ltd. 及び Chinese Commercial Bank Ltd. の三行が合併したもので本店を昭南に置き、スマトラにはクヤムピ及びパレンパンに支店が存する。福建人が中心となつて設立した肉係上幹部は殆ど福建華僑が占め、又福建華僑との取引が多いといはれてゐる。南支とは東印度華僑の國元送金を通じて種々な關係を保つてをり、為替業務の他に普通銀行の業

務をも行つてゐる。近況は左の如くである。

○華僑銀行貸借対照表(十二月末現在、單位海峽幣)

負債	一九三八年	一九三七年	資産	一九三八年	一九三七年
払込資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	現金及手付金	二九、〇四三、七九五	二五、四九三、五〇〇
支払手形	一、九二八、七三四	二、九八六、三三三	投資	一〇、四二九、七三七	一〇、七二五、四六七
當座及定期手金	四三、六四四、六六八	四一、七四三、七三四	放貸及貸付	一一、五〇七、九八九	一一、四四七、二〇五
積立金	一、一七三、三五一	二、一九五、〇四一	為替手形	一、五九八、〇四〇	二、五二九、六二九
計	五、六九九、七四三	五、五九二、四八九	設備其他	四、四一七、一九二	四、六七九、一〇七
			計	五、六九九、七四三	五、五九二、四八九

(Ibid P. 1111)

(3) 中国銀行 (Bank of China)

中国銀行は一九二一年(民國元年)特許を以て北京に設立せられた半官半民の銀行で(資本金官、民折半)。更に一九二八年十月再組織と共に本店を上海に移し後更に本店は廣東―香港と移された。同店は東印度各地に代理店を増設して特に華僑の送金、支那車皮公債の売込に熱心であつた。スマトラにはメダンに支店を置き、その他

メダン 中華公司有限公司

メダン 意興滙兌信局

集務公司 勝安号 源安号

パレンバン 萬昌号

バンカ 益和号

の各代理店を有した。近況は左の如くである。

○中国銀行貸借対照表（十二月末現在 單位幣）

負債	一九三七年	一九三八年	資産	一九三七年	一九三八年
公称(公債)資本金	40,000,000	40,000,000	現金及手付金	357,556,722	436,919,434
積立金	5,255,803	3,171,589	銀行準備	617,466,955	711,855,668
定期及普通手金	945,319,574	1,280,383,095	割引手形	42,833,959	24,449,014
他店借	207,778,447	395,455,650	定期及短期ローン	76,641,389	1,231,333,644
送金小切手	53,041,456	43,080,094	投 資	50,086,693	53,351,618
銀行券	617,436,695	711,855,267	善積部資本	5,000,000	5,000,000
取立手形	182,602,552	354,439,881	取立手形見返	18,260,252	354,439,881
支払承諾	90,844,596	654,627,422	支払承諾見返	90,844,596	654,627,422
買入為替	56,389,326	70,264,838	買入為替見返	56,389,326	70,264,838
利益金	—	193,318,515	設備及什器	13,246,233	13,000,441
			損失金	897,525	—

合 計	2,062,381,249	2,466,976,341	合 計	2,062,381,249	2,466,976,341
-----	---------------	---------------	-----	---------------	---------------

(Ibid. p. 577)

第五項 カルネエア、バンク

所謂カルネエア、バンクなるものは東印度固有の経済的諸条件を基礎として発生し、更にその後には於ける和蘭の對東印度植民政策の変遷並にその他の社会的経済的事変に洗練せられて発達し、遂に今日の如き極めて特異の銀行制度を形成するに至つたもので中には前記普通銀行に列するものもあるが純粹のカルネエアバンクは普通一般の農業銀行又は勸業銀行とは稍その性質機能を異にし、農業金融以外に自ら農業を經營するを特色とし、東印度に於ける政人殊に葡人農業金融の中心機関としての大なる勢力を有すると同時に農業界に於て特殊の企業組織を形成するものである。沿革、機構等に就き簡単に述べれば以下の如くである。（詳細は台湾銀行前出「葡領東印度經濟事情」一六一—一七〇頁、又は同行編纂「葡領東印度の「カルネエア、バンク」に就て」一九二八年等参照）

(1) 沿革
有名な「強制裁若制度」が漸次廃止される氣運に向ひ、政府が農業を次次に

一般私人に開放するに至つた爲、久しく官業に圧迫されて発展の余裕がなかつた農業エステートは急激な勃興の氣運に接し、各地に大農場の出現を見るに至つたが、他方一八三〇年以來専ら官管農産物の輸送並に之が附帯業務の一切を取扱つて来た和蘭貿易会社はこむなくその経営方針を変更し農業経営者に対する金融の道を開くに至り、又会社自らも進んで農業そのものに投資するに至り、カルチニアバンクの端緒を画いた。その後政人農業は更に一段の活氣を呈し、ロツテルダム國際商事会社を初め多数のカルチニアバンクも亦此の氣運に乗じて続々設立せられたが、欧州甜菜企業勃興に因る一八八三—一八四年の砂糖恐慌を通じて更に一段の飛躍をなし、今日の如き体裁を整ふるに至つた。即ち左の如くである。

- 一、東印度の土地制度は極めて複雑で、(スマトラ)就觀其ニ「スマトラの農業」
- 三—一ニ頁参照)土地抵当の方法が煩雜且困難であるが、恐慌の結果作物担保の制度が一八八六年法律となり正式に公布せられるに至り、カルチニアバンクは農事会社に対し完全なる抵当の設定を要求すると共にその貸出金の回収方法を確保するため後述の如き生産品販売受託の制を創めた。
- 二、多数の農場を管理するカルチニアバンクはその管理及び経営を連絡統一する爲、

永年実地の経歴を有する農園支配人中より監督を任命してその衝に當らしめるやうになり、カルチニアバンクの機構が整備された。

三、農園管理の歩を更に一歩進め、カルチニアバンク自身農園を買収して之を自営することの得策なることを認め該恐慌を一転機として漸次農業自営の形勢を馴致するに至つた。

(2) 業務

前述の所より既に明かであるが、カルチニアバンクの主要業務は農業金融及び農業自営で更に前者の農業金融には長期資金の貸出と短期(運転)資金の貸出との二種がある。

(1) 長期農業金融—農園の種類その他諸種の事情に因り貸出の期限に長短があるのは当然であるが普通その貸出は短くて三年、長くて十五年位に及ぶ。回収方法は当初若干年向据置き爾後毎年々賦を以て償還せしめるのを通例とし、更に当該農園に抵当を設定して万一の場合に備ふる事等は恰も我國に於ける觀業銀行若は農工銀行が不動産を担保として長期資金を融通する方法と酷似してゐる。併し昨今は實際上カルチニアバンクが此の種の長期資金を融通する場合は少く、多数の場合は次に述べる短期資金を貸出し

てゐる。蓋し中堅以上のエステートは一般に歴史古く、その基礎も固く銀行から長期資金の接尾を受ける必要少く又新設の会社も固定資本には多し自己資金を以て充て、運転資金のみをカルチニアバンクから借受ける場合が多いからである。

(四) 短期資金 (運転資金) 大資本を擁するエステートは各地に支店を設けて経営してゐるが、五十万乃至百万程度程度の資本金を有する農事会社に在ては通常東印度内には支店を設置せず、農園の経営、管理等に關する一切の業務は挙げて現地の支配人に委任し別にカルチニアバンクと契約を締結して農園の監督、金融その他生産品販売等の業務に當らしめ、以て支店設置の費用を節約してゐるものが多い。従てカルチニアバンクが單純に運転資金を融資する場合があるのは当然であるが、銀行が農事会社に対し運転資金を融通し、農事会社が生産品の販売を一切カルチニアバンクに委託する場合がある。委託販売の方法は極めて多く利用せられ、契約期間は一ヶ年乃至五ヶ年のものが最も多く、銀行は運転資金を生産品の販売を以て回収するのである(六・七・五%の利息の外に一・五・二・五%の手数料も取られる)尙單純に運転資金を貸与する場合は通常銀行は農園に対し根柢権を設定

せしめ、融通資金は毎年必ず一回完済せしめることを條件とし、委託販売契約附の場合は、運転資金に対する担保としての農事会社から農園、工場その他動産不動産を提供せしめ且既收の農作物、勿論栽培中の作物に対しても作物担保権も設定せしめ、銀行の許諾なくしては農事会社はその組織を變更し得ない。

の農業自営 〓 カルチニアバンクの農業自営は主としてジマワの糖業に限られてゐるが護謨、煙草、珈琲、油椰子等のエステートも若干存してゐる。農業経営の方法は一般農事会社と全然同一であつて、只銀行内部の職制等によつてその業務遂行の方法に多少の差異があるのみである。銀行が本来の業務以外に農業方面に手を伸すことの可否に關しては種々議論のあるところであるが、カルチニアバンクは独特の雰囲気上に歴史的発展を遂げて今日に及んだもので、今尙充分の存在理由があると思はれてゐる。東印度に於て近年カルチニアバンクとして知られてゐるものは左記

- 整厚度 私立資本金 (全額) 本店所在地
- 蘭領印度農事会社 一八四 一五、〇〇〇 ジマカルタ
- アムステルダム商事会社 一八七九 四〇、〇〇〇 同(一九四〇年五月アムステルダムより移転)

拓殖銀行 一八一 八二五〇 スラバヤ(一九四〇年六月同右)

王領地農事会社 一八六六 二〇、五二〇 ジマカルタ

ロッテルダム国際商事会社 一八六五 二〇、〇〇〇 同(一九四〇年五月ロッテルダムより移転)

和蘭貿易会社 一八四四 四〇、〇〇〇 同(一九四〇年六月アムステルダムより移転)

の六社であるが、蘭印農事の親会社たる蘭領印度商業銀行(バンデルス)を
カルネエアバンク中に包含せしめる向もある。尚右六社の中蘭印農事及び
王領地農事の二社はスマトラには関係なく、又和蘭貿易会社は普通の銀行
業務を兼営し、前述したので以下に於ては主としてアムステルダム商事、
拓殖銀行及びロッテルダム国際商事の三社に就て簡章に述べることにする。

(3) アムステルダム商事会社 (Handelsvereniging Amsterdam)

本社は一八七九年アムステルダムに設立せられ、スマトラにはメダンに支
店を有する。当初は純粹の貿易会社であつたが、その後農業金融に進出し
た。併し昨今は殆ど純粹の農業会社化して農業金融は余り行はなかつた模
様である。自己農園として

砂糖	一五	茶	四
タピオカ	八	油椰子	二

護 護 五

を有し(一九三三年末)經營は比較的堅実で世界恐慌中配当を続けただ唯一
のカルネエアバンクであり、一九三九年にも二割の配当を行つてゐる。近
情は左の如くである。

一、負債 (單位千盾)

払込資本金 (一九三九年末)	四〇、〇〇〇	(一九四〇年末)	四〇、〇〇〇
法定積立金	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇
払戻資金積立	二、五〇〇		二、五〇〇
其他積立金	一八、〇〇〇		一三、〇〇〇
短期借入金	八、三八五		一〇、七一五
其他負債	一〇、三四六		一〇、四九五

二、資産 (單位千盾)

流動資産 (一九三九年末)	四三、五一六	(一九四〇年末)	五四、八九四
短期債権及貸付	五、三五六		七六八
手持原料	六五三		三三二
生産物	一一〇、八九		一一、一九六

農園収獲勘定	10,762	11,937
所有農園(含租借权)	17,600	17,600
雑資産	355	

(Judisch Verlag 1941 P.281)

(4) 拓殖銀行 (Koloniale Bank)

当行は一八八二年の設立で蘭印農事に次ぐ新カルネアバンクで又最も小規模のものである。スマトラにはパダンに支店を有し当初は貿易、農業に關する純然たる銀行であつたが、件の砂糖恐慌以来次第に一般市場に於ける銀行業より後退し、農業資金の膠着に引込まれカルネアバンクの態を備へて来た。昨今も相当額の貸付を行ひ、自己農園の他に他企業にも干渉し蓋しカルネアバンクとしては典型的なものであらう。即ち自己園及び関係園は

自己園	砂糖 五	四、三八九十盾
関係園	砂糖 八	其他 一七、〇〇五二
貸付	—	八九一

となつてゐる(園数は一九三三年末、金額は一九四〇年未現在)。尚カル

ネアバンクが殆ど自己資本のみに依存し、和蘭貿易会社の如きが一部資金を利用してゐる事情に反し、当行が二百七十萬盾余の債券を発行してゐるのは注目すべき事例である。一九四〇年未の負債及び資産の主なものは左の如くである。

一、負債 (單位千盾)	
払込資本金	八、二五〇
法定積立金	二八九
拡張資金積立	一、三九九
債 券	二、七二三
短期負債	八、一五七
其他負債	三、二三〇
二、資 産 (單位千盾)	
流動資産	九、二九八
短期債権及貸付	七三三
各種会社への貸付	八九一
生 産 物	八一八

不動産
雑資産

二、一九九
二、三六

(ibid. P. 382)

(6) 和蘭貿易会社 (Nederlandsche Handel Maatschappij)

本社はスマトラ内にゲヤムピ、メダン、パレンバン及びテルックブトンに支店を有し相当広汎に活躍してゐるが普通銀行の箇所を触れたので茲では詳論を避ける。同行の所有農園及び関係農園は

自己農園 砂糖一六

関係農園

砂糖三七

煙草四

其他茶、ゴム、珈琲若干となつてゐる。(一

九三三年末)又農業関係の投資額は左の如くである。

(一九三九年)

(一九三八年)

(一九三七年)

生産物担保貸其他

八四、九七四千盾

七〇、一七六千盾

七四、九九〇千盾

所有生産物

八、〇九三

七、六九六

六、四六九

第六項 貯蓄機関

貯蓄機関として重要をものは貯蓄銀行と專便貯蓄銀行である。

(1) 貯蓄銀行

貯蓄銀行は当初和蘭本国人の貯蓄機関であつたが、その後原住民の貯蓄を奨励する目的を以て政府が保護を加ふるに及び次第にその数を増加し、戦前全東印度に九行存してゐた(アンボン貯蓄信用銀行を含む)。スマトラに存する貯蓄銀行はパダン貯蓄銀行 (Padangse Spaarbank) と稱し、一八七九年の設立に係る。規模小さく全預金額は百五十万盾程度で、而も過半は欧人の預金が占めてゐる。最近の預金状況は別表の如くであるが、試みに一九四〇年の預金率情を検討してみれば左の如くで全預金者の三割を占める。原住民の預金額は全預金額の一割に充たす。一口平均僅三六六盾である。

預金者ノ比率(%)

預金額ノ比率(%)

一口平均預金額(盾)

欧人	三七・五	五一・〇	一、六三五
原住民	三〇・四	九・二	三六六
アジア外人	二二・〇	一八・二	一、〇〇四
団休	一〇・一	二一・六	二、五七一
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一、二〇五

○パダン貯蓄銀行預金表

年度	預金者数				預入(千盾)	利率を含む預金残高(千盾)					
	政人	原住民	外人	計		政人	原住民	外人	計		
一九四〇	四九〇	三九九	一八八	一三三	三五八	七〇九	八〇一	一四六	二八九	三四二	一五七八
一九三九	五二五	三二六	四一四	二〇九	六五八	六六八	八九三	一八四	三六五	四四二	一八八三
一九三八	五三四	三一〇	四〇一	一八二	六三八	六三一	九一七	一六九	三五七	三九一	一八三四
一九三七	五四三	二七九	三九一	一八六	五八一	五六〇	八五五	一七一	三六一	三九二	一七五九
一九三六	五五五	二九〇	三八四	一八七	四三三	七三九	八五五	二六二	三三六	三五八	一七一一

(Indisch Nieuwsp. 1938 P.192, 1941 P.213)

(2) 郵便貯蓄銀行 (Postspaarbank)

貯蓄機関の中最も主要なものは郵便貯蓄銀行である。郵便貯蓄銀行は官營で一九二七年の勅令によりシヤカルタル設立規定が發布され、翌一九二八年七月から活動を開始した。政府は預金規定を和蘭語の他七種の土語に翻訳して之を無料で頒布し、廣く原住民にも利用せしめようとした。一回の預入最少額は二五仙で政府は元金及び利息の支払を保証し、通帳は無料であるが複本請求には二五仙を要する。利率は二分四厘で預入の翌月一日より起算し毎年十二月末日に元金に加算し、払戻の金額に對しては払出の前

月末日迄利息を附する。一盾未満には利息を附せず。且利息計算は仙位切捨である。最高預金額は慈善団体よりの預金等の例外を除き最高二千四百盾で超過分には利息を附さない。尚注目すべきことは預金者の資格に関する民法條文の例外が認められてゐることである。既婚婦人も夫の許可なくして預入又は払戻を爲すことが出来、未成年者も亦同種の取引を爲し得、親権者及び後見人と雖もその未成年者の承諾がなければ引出すことが出来ない。

郵便貯蓄銀行に関するスマトラの数字は不明であるが、全東印度に関する預金高を示せば左表の如くである。

○郵便貯蓄銀行預金残高及通帳数

年度	年末現在預金残高(盾)				発行預金通帳数			
	政人	原住民	外人	計	政人	原住民	外人	計
一九四〇	三八、四三、九三一	八、〇六、四九一	三、七六、二四四	四九、七六、六六六	一〇二、九〇五	一七四、〇三八	三三、三九二	三〇、三三五
一九三九	三六、三九、八二四	一、四〇、九四二	四、九八、二七九	四二、七九、〇四五	九八、八五八	一九二、二四四	三五、二〇一	三三、三〇三
一九三八	三三、五三、八九八	一、四七、〇〇九	五、四六、八六五	三九、四七、二七二	九四、一一〇	一九三、一六九	三四、六二五	三二、一九〇
一九三七	二六、三九、八八五	一、六六、〇七九	四、〇五、〇七二	三二、〇九、〇三六	八七、五三七	一八五、四七九	三二、五七二	三〇、五五八
一九三六	二二、八四、一八七	一、〇五、七三九	三、〇五、〇七〇	二六、九四、九九六	八二、八一〇	一七七、五五五	二九、九七一	二九、〇三六

(Indisch Nieuwsp. 1941 P.211)

右の如く預金額は一九三九年迄増勢を辿つてゐるが、年中の預入及び払出の状況を外額に就て見れば左の如くである。

一九三九	預入	八、一一〇、八五〇	有	払出	八、三三、四二五	有
一九三八		九、一〇、九六七			五、七七九、一二一	
一九三七		七、三〇、六三七			四、九〇、五五二	
一九三六		五、五七、八一八			四、三九六、八九四	
一九三五		五、三九六、三三七			四、三一二、四〇八	

尚参考迄に郵便貯蓄銀行の貸借対照表を掲載しておく。

○郵便貯蓄銀行貸借対照表（單位盾）

負 債	一 九 四 〇 年	一 九 三 九 年	資 産	一 九 四 〇 年	一 九 三 九 年
政 文 預 金	三、八六三、一九〇	五、六五〇、一一〇	和 前 政 府 公 債	一〇、六七、〇八五	一、八八七、四六九
原 住 民 預 金	八、五五二、五六四	一、八七五、七七八	蘭 印 政 府 公 債	二、五三七、四九一	一〇、〇二八、九六一
アジヤ外人預金	三、三九一、三三一	五、〇三六、六五四	和 前 内 務 省 投 資	一、六三〇、〇一一	一、三五八、三六三
積 立 金	六、八五七、四九六	七、三四五、七〇六	蘭 領 内 務 省 投 資	一、三、一八六、八八四	一、一、九六、〇九三
借 入 金	七、五三八、一五二	二、〇〇五、七四〇	株 式 見 返 貸 出	三、六、五二〇	四、六、二八〇
			預 金 期	七、〇〇〇	七、〇〇〇
					八、〇〇〇、〇〇〇

計	六五、〇〇二、七三三	六三、七六四、九八八	計	六五、〇〇二、七三三	六三、七六四、九八八
不 動 産			不 動 産	二、一九〇、七〇〇	二、二七六、三〇〇
約 束 手 形			約 束 手 形	一九一、一四五	一八九、六八七
株 式 関 係 損 失			株 式 関 係 損 失	四、一九三、〇八八	六、三九三、三〇二
雑 勘 定			雑 勘 定	二、二〇六、七九九	一、五二六、五三三

(ibid. P. 212)

第七項 庶民金融機関

スマトラに於ける主要な庶民金融機関は

- 一般人民信用銀行
- 村落銀行
- 協同組合

等で、官營のものが多く、尚ジャワ地方に於て特徴的な米穀銀行（テンサルム）
 プン。米の現物を貸借するものはスマトラには存しない。
 (1) 一般人民信用銀行 (Algemeene Volkskredietbank)
 一般人民信用銀行は私設金融機関たる庶民銀行から発達したものである。

庶民銀行は政府の援助に基き和蘭人官吏に依て設立せられたもので、従来の庶民銀行は (1) 各種原住民金融機関の監督統制を爲すと共に分州銀行への資金を供給する中央金庫と (2) 實際営業の任に當る分州銀行とに分れてをって、政府は之に五百万盾を限度として営業資金を供給したが、一九三四年四月一般人民信用銀行と改称して統合單一化したものである。(詳細は台灣銀行前出「前領印度經濟事情」一七七一—一八六頁参照)

スマトラにはリオウ州を除く各州に一般人民信用銀行が存してゐるが、地方支店の社會經濟部が當り、その活動は最少限政人官吏一名、原住民官吏一名及び農業指導課員一名、合計三名より成る監督助成委員会の監督を受け更に各地の事情により必要な場合には金融顧問を置き、又適任者を得られない場合には地方委員会内に此の種顧問を置き、該地方の事情に通曉してゐる官吏及び民間側代表者をも参考せしめる制度をとつてゐる。地方支店の管理には支配人又は時に副支配人が當り、銀行本部には經濟事情を調査する經濟統計部を置いて原住民の負担する債務調査を初めその他各種の調査を行はしめてゐる。

一般人民信用銀行の業務は原住民の厚生を目的とし、大要左記の如きもの

がある。

- 一 東印度の住民或は団体が必要とする金融を他の貯蓄機関により与へられない場合に之に融資を爲す。
 - 二 原住民村落、レハント州自治区域の是等関係機関、共同組合及び庶民金融機関等より預金を受入れ、之を投資すること、並に右団体及び機関の所有する株券、債券、その他有価証券を受託管理すること。
 - 三 郵便貯蓄銀行と共力し、郵便利率を越えない利率を以て貯蓄勘定を開設して貯蓄を奨励すること。
 - 四 法規权限内に於て庶民金融機関、共同組合及び原住民村落の金融機関を監督、統制及び指導助成すること。
- 融資許容の標準は一に庶民福利の増進に在り、東印度内居住者は人種の別なく凡て之を利用し得た、但一般人民信用銀行は他の金融機関、例へば大銀行と營業上競争することが出来ず、専ら右業務範圍内に於て活動すべきこととなつてゐると共に、前記の如く地方金融諸機関を指導監督する建前になつてゐる爲單に競争を避けるのみならず、適當な場合には進んで業務の一部を下級金融機関に移讓しなければならぬ。

スマトラに於ける人民信用銀行の活動はジャワ、マヅラ地方に比すれば未だ
 狭隘で、パレンバン地方に於ては相当活発であるが、一九四〇年^末に於ける貸
 出残高四百八十万盾に過ぎず、内四十五万盾が滞貸になつてゐる。詳細は左
 の如くである。

○一般人民信用銀行貸出残高及滞残（元四〇年未現在單位千盾）

州 別	貸 出		滞 債		金 額		滞債の 比率 (%)
	新口	総計	新口	総計	新口	総計	
ランホ ン	五三七	五三七	一四〇	一四〇	七	七	四・四三
パレン バン	二、七六四	二、四九九	一、四八三	二、一四八	四七	八六	五・九八
ヂヤム セ	二、一四〇	二、三九三	九七	三五〇	五	七三	三・六〇
東 海 岸	二、五八二	二、五六六	二七五	七七九	一三	二九	三・六八
バンク レーン	三、三二八	三、三三三	五〇〇	五五五	二四	五二	二・六四〇
西 海 岸	八、〇七一	八、四三六	一八五七	二、二一〇	五九	一〇三	一・三・四一
タバヌ リ	六、六八三	六、六八三	八六七	八六七	八	八	一・七三
ア チ エ	八、四八〇	八、五七八	二、五四八	二、六四六	五九	七八	一・七三七
バンカ、 ピリトシ	二七	二二一	二六	二一〇	二	一九	九・五〇
スマトラ 計	四二、五〇三	四四、二一六	四、六一九	四、八四七	七、七九三	九、四〇五	二二・三三
							四五五
							九、三九

(Indische Yearboek 1941 P.220)

右の如く総貸出残高の九・三九%が滞債となつてゐるが、経済界の景氣恢復が
 反映して貸出の口数及び金額が増加してゐる反面、滞債の返済は順調に進ん
 である。即ち一九三〇年前後の世界恐慌時代及び新事業放棄期を通じての貸
 出滞残高は百万盾以上に上り、総貸出残高の四割に及んだが、一九三六年に
 は八十四万九千盾（二一・四%）に減少し、更に翌年には五十四万二千盾（一三・
 五八%）となり、最近は前表の如く一層減少を示してゐる。
 貸出利率は未決済残高に對し

- 五〇〇盾迄 年一割二分
- 五〇〇—一〇〇〇盾 年一割
- 一〇〇〇盾以上 年九分

で、他に手数料即ち調査及び事務費用として一分乃至三分を貸出の際徴求さ
 れる。右の如く相当高利であるが、担保率が増大し貸出が増加すると共に利
 率は低率となり、提共担保の利率面格が五割に達し貸出高が五千盾以上の場
 合は年利六分に迄遞減する。又原住民公共団体及びその金融機関協同組合に
 對する貸出及び政府の保証ある貸出、又は原住民所有不動産担保金返済の爲
 の貸出も六分で、更に特殊貸出たる庶民銀行及び中央協同組合に對する利率

人、修理及び管理費)が之に次ぎ百三十六万盾である。その他農業、牧畜業等生産部門への貸出もあり一九四〇年に於けるスマトラ内一般人民信用銀行の資金使途別後債額は左の如くである。(前同二五頁)

農業(耕作)	一二九、二千盾	負債整理(対個人)	二四八、〇千盾	
ノ	(借地料)	一〇、四	(対銀行)	一四、六
ノ	(借地権購入及取得)	一三六、四	家屋(購入、修理及管理)	一、三六六、四
牧畜(飼育及購入)	九四、二	資本調達	一、二四、五	
商業	二、二二、五	消費貸借	二、一五、九	
漁業及養魚	四〇、八	その他	二六三、三	
工業	二七、四	計	四、八五一、七	
運輸	六九、一			

庶民金融機関たる以上一般人民信用銀行の融資が小口のものが多いことは当然であるが、農業短期資金の如きは一口平均三八盾に過ぎない。その他詳細は左表の如くで、貸出先に依り多少の差異があるが、全体に於て一九四〇年中、

二五盾及未満 八〇%

二六一—一〇〇盾 五、六
 一〇一—五〇〇盾 三、五、八
 五〇〇盾及以上 三、六

となつてをり、一口百盾以下の資金が六割余を占め、五百盾以上の資金は僅か三六厘に過ぎない。スマトラに關する奥数は左の如くである。

○一般人民信用銀行貸出額別口数 (一九四〇年中)

貸出先	金額	三五盾及未満	三六一—一〇〇盾	一〇一—五〇〇盾	五〇〇盾及以上	合計	口平均(盾)
農業(短期)	二九四	二一五	三二	一	五四二	三八	
ノ	(長期)	一、四五九	一、三四三	五九五	三六	一九、八七八	八七
定額所得者	九六九	三、四一	三、二五一	二九六	七、九二八	一、三九	
工業及商業	一	一	二五二	四三八	六九〇	八三三	
その他	一三二	二、五九八	三、一八一	五二	六、四三三	二二〇	
合計	二、八五四	一、八、六五七	一、二、六六七	一、二、八三	三、五、四六一	一、三三七	

(前同二六—二七頁、金額に關しては前表及前々表参照。尚原着には各州別の数字掲載されあり)

スマトラに於ける一般人民信用銀行の活動状況は概略上述の如くであるが、茲考迄に一般人民信用銀行の最近の貸借対照表を示せば左の如くである。

○一般人民信用銀行貸借対照表（單位盾）

資産		負債	
項目	1940年 末	項目	1940年 末
現金	三〇三、三八四	純資本	一〇、五二、九五七
銀行当座預金	一、二五〇、五〇九	為替変動準備金	一、五八三、七九六
所有財産資産	三、四〇二、七五六	積立準備金	三、〇四六、〇〇〇
附帯領収資産	三、九三、七〇〇	標準年金積立金	一、二五、六六〇
人民信用銀行当座預金	三〇、一八八	蘭印政府の設立出資金	二、三三、八、二〇七
官庁協会職員当座預金	四九、一七五	自己宛小切手	一五、〇八〇
各種銀行預金	一、九四五、三三〇	預金	四八、六七六、八〇四
各種支金	二〇、六七九	年金	四、五四、七三八
預金利息	四七、八三六	各種借入金	二、九三三、四〇二
地方支店準備金	二、〇六一	保証基金	八、一六、四六九
大銀行との取引	三七、九九九	村落銀行管理費基金	一、四六二
貸出	三〇、一八、二六九	職員債	五九、六一〇
買入	三三、三、四三七	官吏以外の使用人賜服基金	二〇、二九三
雑債	四、九、二九五	大銀行との取引	三、五〇、七二
法定支拂	二八、一六五	各種支金	一〇、二五一
放債利息	一八、九〇七	未經過利息	二、三、七、二一九
運賃	一、七三、三、八〇〇	蘭印信用銀行当座預金	一五、一五五
輸物	二七、〇〇〇	附帯の受取資産	三、九三、七〇〇
計	七五、七七二、八八九	計	七五、七七二、八八九

財産目録	純利益	益
計	二七九、八〇〇	五三七、〇二六
計	七五、七七二、八八九	七五、七七二、八八九

（前同 二九頁）

(2) 村落銀行 (Desakanbankbedrijf)

村落銀行は一九〇四年の州立銀行改組と同時に出来た各村立の銀行で村落の傳説の強いスマトラ西海岸州には極めて普及し、その数三七三行に上り、その他村落制度の比較的良く整備してあるバンクレーン、タバヌリの二州にも村落銀行が必達してをり、前者四九、後者二〇を算し、従てスマトラには總計四四二の村落銀行が存してゐる。（以上一九四〇年現在、尚村落に關してはスマトラ概観（其一）「スマトラの一般事情」四七―四八頁参照）

村落銀行は一般人民信用銀行と同様一般に週済崩に依て現金を貸出し、現金を以て返済せしめ、貨幣経済が浸潤してゐる地方では定期所得者の利用者が多い、一口当りの貸出は極めて少額で、一九四〇年のスマトラに於ける平均は一〇一七、三盾である。

バンクレーン	一九、三盾	タバヌリ	一六、一盾
西海岸	一七、二	スマトラ	一七、三

村落銀行は部落民が旧小口銀行から小口金融の便を充分得られず、且高利貸の搾取が甚しい処からその対策として生れたもので、村長、村役場書記及び出資者代表の三名からなる委員会が之を管理し、此の委員会に於て貸出を統制してゐる。運転資金は自己資金の他に村金庫、一般人民信用銀行等からの借入に依り購つてをり、スマトラの村落銀行は一般預金は取扱つてゐない（村落銀行は一般に預金を取扱つてゐるがスマトラ、シヨクシヤカルタ、スラカルタ、ムホツクの村落銀行は預金事務は行はない）一九四〇年に於ける村落銀行の主要動向は左の如くである。

○スマトラ村落銀行主要動向（一九四〇年 単位千盾）

州別	一般人民信用銀行借入金	資本金	総行債務	受信者数（千人）		支出	貸出残高	未払残高
				男子	女子			
ベングレイ	一、五八	八二〇	二四九、四	六、五	一、二	七、七	六、九	一、九
西海岸	四、一	五九四、四	一、三三三、四	二九、六	四四、五	七四、一	六八、〇	三、四五九
タパヌリ	一、九	九、九	八三、九	二、五	二、七	五、一	三、七	二、〇、九
スマトラ計	一、九、八	六、六六、三	二、五、六、七	三八、六	四八、四	八七、〇	八〇、六	四、三、七
								九、四

（前同 二二八頁）

(3) 官 債

スマトラに於ても官債が庶民金融機関として重要な役割を果してゐることは言を俟たぬ所であり、官債のものと民債のものとがある。

(1) 官 債 債 屋

官債債屋は支那人、アラビヤ人等の高利に苦しむ原住民を保護する為に設けられた制度で、最初ジャワの一部に於て試験的に実施されたが、好成績を得たので一九〇三年フアン、ウエステルロータの立案に依り官債としてシマワ全島に拡張し、次で一九一一年には外領全域に実施されることとなつた。スマトラでは東海岸州及びアチエ州には特に普及してをり、一九四〇年に於ける官債債屋数は左の如く統計七ニである。

ランボシ	一	タパヌリ	八
パレンバン	五	アチエ	一三
東海岸	二	リオウ	二
ベンクローレン	五	バンカ、ピリトン	七
西海岸	九	スマトラ計	七二

貸出額は最高三百盾で、貨物は見積価格の仙以上の動産にして禁止されてゐるものがあるれば品物を向はない（詳細は前出、台湾銀行「蔵領制度

経済事情「一九〇一—一九一頁参照」日曜祭日その他竟売中營業所長の公示した日には休業するが、金額二十五盾以下の貸出は一五日間を以て利息計算の單位とし、三五盾以上は三〇日を以て利息計算の單位とし、貸入の日及び受渡の日も算入する。貨物が保管中火災に罹り、或は係員の不注意に依りて破損した時は政府がその責に任じ、貨物が紛失又は全損した場合は見積価格に二割五分加へた金額を賠償する（一部破損の場合も之に準ずる）流債期限は別表の如く金額に依りて差等がある。流債と存つた品物は之を競売に附し、元利を差引いて猶剩余があれば之を一ヶ年尙保留し、後貸入者に返還する。流債期限及び利息は左表の如くで、金額が大きくなるに従つて利率は漸減する。

○官營貨屋利息表

利息を附する最大日数	一〇—五〇盾	五〇—一〇〇盾	一〇〇—一五〇盾	一五〇—二〇〇盾	二〇〇—三〇〇盾	三〇〇—四〇〇盾	四〇〇—五〇〇盾	五〇〇—一〇〇〇盾	一〇〇〇盾以上
利率	一三五日	一三五日	一八〇日	二七〇日	三六〇日	三六〇日	三六〇日	三六〇日	三六〇日
流債期限	半月半盾当三仙	半月半盾当三仙	一月五%	一月四%	一月三%	一月三%	一月三%	一月一%	一月一%
	八箇月	八箇月	八箇月	一箇月	二箇月	二箇月	二箇月	二箇月	二箇月

(Sandwich Dealag 1941 P. 216)

貨物の受出状況は地方に依り、又は金額により、多少の差異があるが近年は比較的良好で殊にスマトラは勝れ、一九四〇年には九二、四七%の貨物が受出されてゐる。詳細左の如くである。

○貨物受出比率（一九四〇年、單位パーセント）

州別	〇—五〇盾	五〇—一〇〇盾	一〇〇—一五〇盾	一五〇—二〇〇盾	二〇〇—三〇〇盾	三〇〇—四〇〇盾	四〇〇—五〇〇盾	五〇〇—一〇〇〇盾	総平均
ランボソ	七九、三六	八六、七一	八七、九八	一〇〇、〇一	—	—	—	二六、一〇	八六、三一
パレンバン	九三、二二	九一、七九	九九、〇八	一〇〇、〇一	—	—	—	一一、四七	九二、一一
東海岸	九八、一八	八六、一三	九三、四二	九八、五九	—	—	—	一一、一八	八八、二六
バンクレーン	九一、七五	八九、八四	九一、六二	九七、七	—	—	—	一〇、一五	九〇、二八
西海岸	一六二、八〇	九四、七三	九九、四四	九三、三六	—	—	—	二四、〇七	九六、六八
タバヌリ	八六、一七	九一、九八	九三、一一	一〇〇、〇一	—	—	—	一〇、九三	九七、七九
アチエ	八九、五七	九四、二九	一〇、〇六	九六、五二	—	—	—	二四、三九	九四、一一
リオウ	九四、九三	九七、六四	一一四、一一	一二六、六七	—	—	—	三三、四八	九七、七九
ハンカビリト	九五、九七	九四、八五	九九、一三	一〇八、四二	—	—	—	二九、七九	九五、四一
スマトラ平均	九七、六五	九二、二二	九六、五八	九八、九五	—	—	—	二二、九七	九二、四七

（前同二一八頁、前前年度入貨のものが受出される場合を含む比率百%以上の場合あり）

入貨の金額は極めて零細でスマトラの一口平均額は東印度の他地方よりは

多額であるが、それにしても四、四九倍に過ぎない（ジャワ、マツラは、六〇倍）金額別にみれば五―仙―五倍のものゝ圧倒的に多く（八三%）而も五―仙―五倍の部類に集計されたものの一口平均が三―五倍に過ぎない所より推せば、入債金額が如何に零細であるか思ひ半に過ぎるものがある。即ち一九四〇年のスマトラの事情は

〇、一〇―五〇倍 一五、一%
 〇、五―一五倍 八三、一%
 二五、〇―一五〇倍 〇、七%
 一〇〇、〇―一、〇〇〇倍 一、〇%

と存つてゐる。詳細は左の如くである。

○金額別入債件数及一口平均金額（一九四〇年、一口平均単位：盾）

州別	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	金額	平均
ランボン	二、二一九	七三、六八七	三三、〇九	六二四	二二二	一、四九一	八七、二四三	五、九二	
パシアン	一九、六七一	一九九、三九〇	一〇、二四	一九四八	四七五	二、三六五	二、三、七九〇	四、九七	
東海岸	七五、六六六	四三三、九八三	三、一四	三、一四	五、八六	一、五、七五	四、九七	五、〇、八八六	
スマ	二、七七一	一、五、八、九六〇	三、一五	三、一五	六、一、六	一、三、九、八六	四、一、九	一、三、九、八六	
トラ	〇、四七	三、一五	三、一五	三、一五	六、一、六	一、三、九、八六	四、一、九	一、三、九、八六	
計	二、二一九	七三、六八七	三三、〇九	六二四	二二二	一、四九一	八七、二四三	五、九二	

州別	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	金額	平均
バンク	六、四九四	六、四九四	一、〇	一、三、四三	一、三、四三	一、〇	七五、八五四	一、〇	
西海岸	二、九、五、六	三、九、六、八、五七	一、三、四	二、三、一〇	六、一、九、九	二、六、九	五、二、〇、七〇	二、六、九	
タバ	五、八、九、四	五、〇、九、四七	四、〇、三	五、七、〇	九、三	一、二、五、九	五、八、七、六三	六、九、四	
ヌリ	〇、四六	四、〇、三	三、七、三	五、九、四〇	九、三	一、二、五、九	五、八、七、六三	六、九、四	
アタエ	二、九、三、五、六	三、一、三、四、六	三、一、八	二、九、七、三	六、一、四、四	二、〇、三、四	二、五、六、八、八二	五、八、九	
リオウ	八、八、七	九、八、五、一	一、一、一	一、五	一、五	一、〇、八、九、六	一、〇、八、九、六	五、二、八	
ベンガ	八、七、七	八、五、七、五、六	九、九、一	九、九、一	二、七、三	一、四、三、五	九、七、七、一	六、四、三	
ピリシ	〇、四七	四、一、一	三、七、一	六、一、八、七	八、四、七、二	一、五、〇、二〇	六、四、三	六、四、三	
スマ	二、七、七、一	一、五、八、九、六〇	三、一、五	三、一、五	六、一、六	一、三、九、八六	四、一、九	一、三、九、八六	
トラ	〇、四七	三、一五	三、一五	三、一五	六、一、六	一、三、九、八六	四、一、九	一、三、九、八六	

（前同 二一七頁）

入債金額の残高は一九四〇年末に於て三百二十一万八千九百盾と存つてをり。一般人民信用銀行の貸出金残高より若干少いが、耳中の資金の動きは一般人民信用銀行より遙に活潑で、一九四〇年中の入債額八百二十六万六千盾、貸出額は百四十四万四千盾である。但再入債されるものがあり（一九

四〇年中二十八万件）一九四〇年の受出比率は前に示した如く九二・四七％である。尚同年中売りに附せられたものは件数十三万件金額三十一万盾、売上高四十六万盾で、近年は幾分減少の傾向に在る。

○官営賃屋の入債、受出及売況状況（一九四〇年、單位千件及千盾）

州別	貸高額	受出額	再賃件数	売		剩餘金	貸出残高
				件数	金額		
ラン取ン	五二六四	五三八一	一一一	六七	二六、九	三六、二	二、一
パレンバン	一一二〇九	二二八、九	二九一	一八二	四三、一	六七、二	七、一
東海岸	二、三二、八	二、三二、二	四〇、二	四八、一	一〇四、三	一五二、八	一三、一
バンクレーン	五〇四、二	四九八、七	一一、八	五、三	二〇、八	三〇、九	一、九
西海岸	一、四〇〇、一	一、四二八、四	一一三、七	二四、九	三九、二	六〇、一	五、六
タペスリ	四〇八一	四二七、五	一一一	四、四	一五、一	二〇、八	一、二
アタエ	一、五二、八	一、五八一、八	四三、六	一七、六	四六、九	六七、一	四、三
リオウ	五七、五	六三、一	一一、一	一、八	二、三	三、六	〇、五
ハンカ、ピリト	六四、三	六七、三	二六、七	六、三	二〇、三	三九、五	二、一
スマトラ計	八、三六、一	八、四六、四	二七九、二	一三三、三	三九、九	四六、八	三、七、七
							三、二八、九

(前同二一五頁)

(四) 民営賃屋

民営賃屋は一口百盾以上の貸出に限られ、且金利に制限があつて一割二分以上を徴求することが出来るが、余り利益が多くない所からその数も亦多くない。主として支那人の経営に係るものであつて二十万盾内外の資本金を擁し、規則に準じて営業してゐる訳であるが、實際に於ては法網を脱し秘密に小口の貸出を爲し、又規則外の高利を徴してゐるものもあるやうである。而して民営賃屋は官営賃屋の如く手續が面倒でなく、且品物の鑑定に熟練してゐる爲見積価格は比較的公平であるのみならず官営賃屋の数が少く、充分原住民の需要に応じ兼ねる所から民営賃屋を利用するものが相当多数に上るといはれてゐる。

賃屋が賃物に對し貸出を爲す場合には賃契約條項に掲記されてゐる一定の用紙に賃物の種類、金額等を記入し、之を賃入主に引渡すこととなつてゐるが、此の證書は転売することが出来るやうになつてをり、利息の支払は最初の契約に依り三箇月毎に支払ふものと六箇月毎に支払ふものとがある。尚一ヶ月以内に受戻す場合には一箇月の利息を徴することが普通となつてゐる（台湾銀行前掲書一九三頁）

民営賃屋の概略は上述の如くであるが、ジャワスラカルタ省の特許賃屋

以外民営賃屋に關する統計資料が存しない為詳細不明である。従て茲では参考迄にジャワに就て述べられた一文を引用して賃屋の利用状況を彷彿にらしめるに止める。

「町や村の人口には大抵此の賃屋があつて、朝はまだ賃屋の門が閉かぬ前から門前に原住民が増列してゐるので、初めてジャワの村落を旅行した人は何事が起つたかと思はれるさうである。そして積物の主なるものは例の腰巻のやうなサロンであつて、これを四五枚持つて居れば一二枚を残して大抵賃屋へ持つて行くと言ふ風である。次は楽器、これは原住民も食つて行くのには差支へない所であるから、自然一寸金が這入ると政羅巴風の樂器を買入れるらしいので、ギターやマンドリン等は好貨物である。その次は喫煙の道具、食器類、椰子の菓等である。」（井岡孝雄「大東亞圖底民金融論」昭和十八年六月、五二—三頁）

(4) 協同組合

東印度に於ける協同組合には種々のものがあるが、スマトラに在るのは信用組合、生産組合及び消費組合の三種を一九四〇年末に於ける組合数は

信用組合 一ニ (組合員概算 一四七〇人)

生産組合 一 (ハ〇人)
消費組合 三 (三〇〇人)

に通さない。

協同組合は純然たる私設機関で、一九二七年原住民協同組合に關する特殊法令が制定せられ、政府の任命する監督官の監督下に於て一般人民信用銀行の援助と指導に基づき次第に発展しつつあるが、概ね組織、内容共に幼稚にして何れも村落銀行の模倣が多く、且資金の供給も略その開帳者に限られ一般的でなく、而も組合員が組合に對して余り關心を有しない為役員が私利を貪ることが多く、一般金融機関としては余り見るべきものが存しない。思ふに近代的性格を多分に有してゐる組合制度は未だ共同体的村落自治給経者を根幹とする原住民社会の民度に適合し難いのであらう。

協同組合に關する統計は比較的不備で、スマトラに關する数字が明でないのみならず、全東印度に關しても申告を行はなかつた組合が多数存してゐる。應包括的でない。従て茲には参考迄に申告を行つた組合

信用組合 三三七
生産組合 二三

消費組合

七

の一九四〇年度の貸借対照表を掲載するに止める。

○信用組合、生産組合、消費組合貸借対照表（一九四〇年度末単位盾）

計	資産		負債	
	信用組合	生産組合	信用組合	生産組合
	現金	三、〇八八	組合員預金	五、四七四
	建物	三、七五〇	其他預貯金	三、九九九
	財産目録	二、五九二	債権	五、一八五
	其他の財産	二、六七一	商品短期借	一、五三一
	投資	一、〇三〇	其他短期借	八、七七〇
	放資	六、四〇〇	其他負債	二〇、七〇五
	貸出	一、五六一	資本及積立	一六、五二五
	所有商品	一、六七九		四、四九二
	商品短期貸	六、九七五		
	其他短期貸	二、三六四		
	其他資産	一〇、八二六		
		三、二一四		
計	八四、六七四	一八五、四一〇	二五、一八三	八四、六七四
				一八五、四一〇
				二五、一八三

(Indisch Verlag 1941, P. 237)

第八頁 其他の金融機関

(1) バタン救済銀行 (Palangpala Helpbank)

バタン救済銀行は一八八七年に設立されたもので、資本金二万盾、積立金二、三六三盾を有し、八%の配当を行つてゐる。業務内容等詳細を知り得るいは近情は左の如くである。

○バタン救済銀行主要統計（単位盾）

年度	年中貸出		年中回収	年末貸出残	未収支利息	諸経費	雑
	口数	金額					
一九四〇	一三九	一九、二五八	二、四二四	一七、三三七	二、五四八	一、三四五	三八二
一九三九	一八五	二二、六六四	二、〇四四	一九、三七九	二、四九九	一、一〇〇	四八
一九三八	一三七	二〇、八六五	二、一九一	一九、七五九	二、四五八	一、一六五	八七
一九三七	一五〇	二〇、〇二一	一、八六六	一九、一五五	一、七七一	八八四	九三
一九三六	一〇二	一六、一七九	一、七一一	一四、四六八	一、六二七	八〇五	三九九

（前同三四頁）

(2) 中華商業有限公司

スマトラには多数の華僑が居住して各方面に活動してゐるが（「オ一輯」一般事情一六一三頁参照）商業及び工業方面に於て一層の助長発展を促す為一部華僑の有産者間に金融機関の設立が企画され、ノタンの巨商である丘清徳

は同胞の遺産金、陳東和を初め十七人の同志を得て一九一三年四月一日メ
 ダンに資本金百万盾の中華商業有限公司を設立した。此の会社は主として貿
 易金融を行ひ農業金融には余り積極的ではなかつたが、地場銀行としては相当
 有力である。本行は戦後昭和十七年五月十日に再興されたが一九三五年末に
 於ける營業狀況を見れば左の如くである。

○中華商業有限公司貸借対照表（一九三五年末、單位盾）

資産之部		負債之部	
	金額		金額
現金及銀行存款	二六九、九〇一、八一	資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
未往存款	二八七、七五二、〇九	公積金	二九〇、〇〇〇、〇〇
抵押放款	八〇九、〇〇六、四五	未往存款	三〇二、九九〇、五一
産業	八〇四、七三四、九六	定期存款	三九五、五九五、六三
什販	一八、八七四、七六	什販	一七三、八四九、三五
		前期繰越及収益	二七、八三四、五八
合計	二、一九〇、二七〇、〇七	合計	二、一九〇、二七〇、〇七

（新録「南洋華僑叢書」才四卷、昭和十五年三月、二二五頁）

(3) 信局

信局は私設郵便機関で、福建、広東地方には現在も存在し、華僑と共に広

南方諸地域にも分布してゐる。主として華僑の因許送金を取扱つてゐるが、
 小口の金融をも行ひ、又一部には貿易部門に進出してゐるものも存する。全
 東印度を通じて約二百軒の信局が存在しスマトラにも多数ある模様である。

第九項 戦後の事情

皇軍のスマトラ占領後多数の敵性銀行は清算に附せられ、その数は前領系一
 七、美領系一、支那系四に上つた。即ち

一、前領系

- (1) ジャワ銀行 II ノダン、パレンバン、パダン、コタラゲヤ
- (2) 和蘭貿易 II メダン、パレンバン、ケヤムビ、テルンクブトン
- (3) 蘭印商業 II メダン、パレンバン、パダン、テルンクブトン、タンジョンパレイ
- (4) 蘭印割引 II メダン、パレンバン、パダン、テルンクブトン

二、英領系

- (1) 渣打銀行 II メダン

三、支那系

- (1) 中国銀行 II メダン
- (2) 華僑銀行 II パレンバン、ケヤムビ

は何れも清算後閉鎖された。

旧来の金融機関であつても、敵性なきもの、又は原住民の生活と密接な関係に在るものは治安の恢復と共に再開されたが、先づ郵便貯蓄銀行は昭和十七年四月二十九日再開し、四月二十九日以前の旧預金に就ては原住民のものは一月五十盾限度で拂戻し、敵国人又は華僑の預金は特別の例外を除いて拂戻を行はないこととなつた。その他庶民金融機関は何れも再開され、地場銀行も再開された。主要なものに括へば左の如くである。

- 中華商業 (支那系) 十七年五月十日再開 (メダン)
- 一般庶民銀行 (蘭印系) //
- ミナンカバウ銀行 (蘭印系) //
- メダン 十七年六月一日 旧ハンデルス跡
- パレンバン // 七月三日 旧フアクトライ跡
- パダン // 七月廿日 旧エスコムアト跡

右の如く旧金融機関の整理が行はれたが、昭和十七年六月一日横浜正金銀行のメダン出張所開設を皮切りに一州一行主義の下に同行の出張所が各地に設立された。

- コタラチヤ 九月一日 市内某ビル跡
- テルツクプトン 九月八日 旧フアクトライ跡
- チヤムピ 九月廿二日 旧華僑銀行跡
- パカンバル 十月卅日 市内某ビル跡
- パンカルピヤン 七月十日
- シボルガ 十八年一月六日

他方「南方地域に於ける資源の開発及び利用に必要なる資金を供給し、併せて通貨及び金融の調整を図る」ことを目的として昭和十七年三月三日南方開発金庫が設立されたが、一月六日閣議決定、二月十九日公布法律第三十三号、三月一日施行。九月七日スマトラのパレンバンに支金庫が設立された。又七月二十三日の大東亜審議会第五回総会に於て、「大東亜の金融、財政及び交易に關する基本方針」の決定を見、「八紘爲宇の大義に則り、大東亜建設の爲皇國を核心とし、大東亜の財政経済の一切の機能を暢達し、以て大東亜の綜合國防経済力を確立發展する」こととなつたが、スマトラに於ては積極的に庶民金融を指導疏通せしめる爲同年十一月十五日パカンバル、レンガット、タルク、ベンカリス、パシルパンガラヤン、チヤムピに日本系の庶民金庫が新設された。

右諸金融機関の活動は産業開発の進展と共に次第に伸張し、数字は公表されておないが預金、貸出共に増高の傾向に在る。尚金融機関の整備、新設の外スマトラが軍政上並に産業上マライ地区と密接な関係に在る事情からマライスマトラの金融を総合的、有機的ならしめる為十二月二十一日昭南軍政監から「マライ」「スマトラ」銀行協議会設立に關する通牒が発せられた。即ち「マライ」「スマトラ」所在の各銀行（南米を含む）は

- 一、銀行業の総合的運営を図り
 - 二、銀行相互間の連繫を密ならしめる
- 目的を以て「銀行協議会」を設立し、その目的を達成する為軍政監指導の下に
- 一、金利の協定及び資金の吸収、運用上必要なる協定
 - 二、銀行業に關する協同の調査及び研究
 - 三、その他必要なる事業

を行ふこととなり、同時に日本側、支那側及び印度人各銀行は夫々適當な名称の下部団体を組織することとなつた。協議会は十八年一月二十三日昭南市に設立されたが、各銀行は本会設立と共に一着手として現下の通貨現象対策として通貨回収を主眼とする預金利率引上げ方に対する当局要請に協賛し、十八年

二月以降全面的預金利率引上を実施した（その他通貨対策としては軍政監部通牒に基く軍票発行高膨脹抑制並に預金吸收方策に關する具体的措置等に關し同協議会は案々協議中である）

右の如くスマトラの金融は機構、運用共に次第に整備されて来たが、更に本年四月一日以降南方開發金庫に紙幣發行権が賦与されて、同金庫を將來中央銀行となすべき基本的構想が明確となつた。現下の國策は奇烈な戦局に対応する為戦力増強の一点に集中されて居り、金融向題も此の見地から処理せらるべきであるが、現地の状況が中央銀行を設立すべき段階に達した曉には、銀行業務は分業主義（例へば産業金融機関、交易金融機関）を以て臨むか、將又綜合主義（各業務を一行に集中）を以て臨むか、今後に残された金融上の根本向題といふべきであらう。

昭和十九年一月五日印刷
昭和十九年一月十日發行 (非賣品)

編輯兼發行所 東京調査部
代表者 名倉喜作

印刷者 東京神田區猿樂町一ノ一
濱岡久

印刷所 東京神田區猿樂町一ノ一
誠文社
電話神田三一七九番

製本控

何第

號

書名	又又十概觀	(第	5)	日
著者	台灣銀行東京調查部	編				
受入	19年	1	月	18	日	會社
備考						冊



302.24
TA 25

